

○確認事項

第十四期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 ～ P 19

○諮問事項

【諮問番号492号】足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について・・・P 20 ～ P 75

○報告事項

- 1 「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 76 ～ P 87
- 2 令和6年度運用状況の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 88 ～ P 188

令和7年8月7日（木）
中央館8階特別会議室

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十四期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部 区政情報課		
開催年月日	令和7年3月24日(月)		
開催時間	午前10時00分 ～ 午前11時12分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	松井 加奈絵 委員	面川 典子 委員
	水町 雅子 委員	くぼた 美幸 委員	はたの 昭彦 委員
	水野 あゆみ 委員	岡田 将和 委員	鈴木又右衛門 委員
	國井 幹雄 委員	坂田 誠 委員	山口 真弘 委員
	上 茂之 委員	川崎 博章 委員	
欠 席 者	粉川 一郎 委員	森崎 健一 委員	
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	○確認事項		
	1 第十四期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)		
	○報告事項		
	1 令和5年10月16日に発覚した「平成29年度 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出について		
	2 区政情報開示請求に対する却下決定の報告		
そ の 他	3 「足立区個人情報保護評価委員会(PPAC)」の実施状況の報告		
	4 特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告		

(審議経過)

1 開 会

○山根区政情報課長 それでは、定刻でございますので、情報公開・個人情報保護審議会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまでの進行を務めさせていただきますます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、審議会資料の確認をさせていただきますいと存じます。本日の資料は、白い審議会の次第と、事前に郵送させていただきました第十四期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料でございます。それと席次をお配りさせていただいております。

資料につきましては以上の3点になりますが、不足の資料がございましたらお知らせいただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

それでは、次に本日の審議会の定足数について、お知らせいたします。本日、16名の委員の皆様のうち、14名のご出席をいただく予定となっております。お一人まだいらしていない方もいらつしやいますけれども、後でまた人数的には13になるかもしれませんが、過半数を超えているということでございますので、本審議会は成立ということとなっております。よろしくお願いいたします。

それでは、第十四期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、報告事項が4件となっております。

審議を行う際のお願いがございます。ご発言をする際には、参加されていらつしやる方につきましては、お手元のマイクのスイッチを入れてからご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたらマイクのスイッチを

お切り願いたいと思います。

オンラインでご参加の委員の方々は、発言がございました場合には挙手ボタンを押していただければと思います。

以後の議事進行につきましては、川合会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催したいと思います。

まず本審議会の審議ですが、基本的に公開によりこれを行うこととしたいと思いますますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、そのように進めさせていただきます。

2 確認事項

第十四期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)

○川合会長 では、次に移ります。

先ほど事務局からご説明がありましたとおり、本日は確認事項が1件、報告事項が4件となっております。

初めに、十四期・第1回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で事前に郵送させていただきました資料の1ページ～13ページにうつってございます。こちら、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○川合会長 ありがとうございます。特にご意見ないということでしたら、こちらの要録を第十四期・第1回情報公開・個人情報保護

審議会要録とすることに異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

3 報告事項

(1) 令和5年10月16日に発覚した「平成29年度 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出について
○川合会長 では、次に報告事項に移りたいと思います。

報告事項1、令和5年10月16日に発覚した「平成29年度 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出についてでございます。資料だと14ページからということになってございます。

衛生部データヘルス推進課からのご報告をお願いいたします。

○網野データヘルス推進課長 おはようございます。データヘルス推進課長の網野と申します。着座にて失礼いたします。

また、当課の係長の池田と主査の小泉と一緒に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、今ご案内があったとおり、資料の14ページになります。件名が、令和5年10月16日に発覚した「平成29年度国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出についてのご報告になります。

内容でございます。個人情報等の漏えい等の重大事案としまして、区長定例記者会見で説明を行いました。また、個人情報保護法第68条の規定に基づきまして、国の機関である「個人情報保護委員会」に漏えい等の報告を行いました。つきましては、本審議会にもご報告させていただくというところでござい

ます。

まず、項番1「事案概要」をご覧ください。

本案件なのですけれども、令和5年10月16日に、平成29年度当時の受託事業者である株式会社NTTワークテイングラフトProCX（以下、ProCX社と呼んでいます）からコールセンターステム事業者、NTTビジネスソリューションズ株式会社（以下、BS社と呼ばさせていただきます）の元派遣社員が区民の個人情報不正に取得していたとの報告がありまして、本件が判明したところでございます。

なお、既にProCX社からは、警察への捜査協力・社内での調査の結果、BS社の元派遣社員から第三者への流出は確認されなかった旨の報告を受けておりまして、現在、正式な書面での報告を求めている最中でございます。

項番2「経過」でございます。

こちらは3月12日現在のものでございますが、まず表の一番上、平成29年9月29日～平成30年3月31日まで、こちらが当課からこのProCX社に対して委託事業を行っていた期間でございます。こちらが業務のために区からProCX社に区民の個人情報、後ほど個人情報種類の種類が出てきますが、6,999人分を提供していたというものでございます。

その後、令和5年10月16日に本件の個人情報漏えいが判明しました。

おめくりいただきまして、10月17日、ProCX社とBS社が記者会見を行いまして、報道発表がされました。

それを受けまして、区でも10月23日、送付先が確認できた区民の方、対象者にお詫び文を送らせていただきました。また、その下、「公表」というところになります。また、区からもホームページに掲載、議会への報告、報道機関情報提供を行わせていただきました。

た。

また、その後、「あだち広報」や定例記者会見等での説明、掲載等を行いまして、今に至るところでございます。

なお、BS 社の元派遣社員なのですけれども、令和6年1月31日に逮捕、5月23日に公判で起訴内容を認め、即日結審ということで、執行猶予4年の刑が確定しているところでございます。

項番3になります。「不正に持ち出された個人情報の内容」としまして、対象者は先ほど申し上げたとおり、6,999人なのですけれども、平成29年度末の年齢が43歳以上60歳未満で、足立区の国民健康保険に加入していた方、また、特定健康診査を3年間連続で未受診だった方が対象となっていました。

流出した個人情報項目なのですけれども、被保険者氏名（漢字、カナ）、電話番号、性別、生年月日、年度末年齢、郵便番号、住所、方書になっております。

「4 原因」ですけれども、事業の実施においては以下の原因があったと考えております。

（1）契約前なのですけれども、情報公開・個人情報保護審議会への諮問手続の漏れというものがございます。

本事業なのですけれども、平成20年9月26日に区民部医療制度改革課が審議会へ諮問し、了承を得ておりました。ただ、この了承の内容というのが、受託者との個人情報の授受は紙ベースで行うということが前提での諮問でございました。その後、区民部におきまして、個人情報情報をUSBメモリに保存して受託者へ提供する方法に変更しましたが、審議会へ諮問していなかったというところでございます。この後、この事業は平成29年度に区民部から衛生部の当課へ移管されたところでございます。当課といたしましても、

審議会への諮問の有無の確認を怠っておりまして、このまま移管されたときに諮問されていると思って業務を進めてきたところでした。

（2）でございます。「個人情報の取扱状況・再委託先の有無の未把握」というのがございます。

受託者が再委託をする際、今は区のほうにしっかりと報告の制度がございますが、当時はそちらができていなかったというところがございます。

また、（3）です。管理・監督不足というところで、実際に個人情報を扱う内容を受託者がどのように扱っているか、現在はこちらの事故等も受けまして、しっかりと管理している、実地調査も行っているところですが、当時はそのようにしていなかったというところがございます。

その下、参考というところをご覧ください。今お話ししたのが事業の、区のほうの原因のところなのですけれども、こちらはProCX社側の原因のところでございます。

（1）再委託に関する誤認及び未報告です。受託業務におきまして、ProCX社は、システムサービスの利用であることから、再委託に当たらないと誤認していたということです。また、誤認によりまして、区に対して再委託の報告がなかったということです。

（2）です。再委託先の管理不足。ProCX社とBS社の間で全く個人情報の安全管理措置の実施状況を確認するための取決めが明記されておりませんで、ProCX社はBS社における個人情報の取扱状況を把握していなかったという報告を受けています。

また、BS社におきましては、（3）安全管理措置の不備というところです。BS社において、この元派遣社員等を含め、規程に従わないUSBメモリのシステム保守拠点での利

用、また私物 USB メモリの保守端末等への接続及び書き出し等が行えてしまっている状況であったと報告を受けております。また、個人情報の漏えいを防止するための措置が不十分だったという報告も頂いています。

「5 再発防止策」になります。

(1) 個人情報保護評価委員会 (以下、P P A C といいます) への諮問でございます。本事業は、平成 31 年度に「電話での勧奨」から「通知による勧奨」へと事業実施方法を変更いたしました。その結果、P P A C の評価は不要との判断を頂いているところでございます。

(2) 個人情報の取扱状況・再委託先有無の把握になります。先ほどの事故も受けまして、個人情報の取扱状況及び再委託の有無を把握する運用に変更させていただいております。

また、(3) 実地検査による個人情報取扱状況の管理監督というところにつきまして、同様に、今回の事故を受けまして、個人情報の取扱状況、受託者がどのようにしているかというところの確認のために年 1 回以上の実地検査を実施しまして、もし不適切な場合があれば是正指導を行っているというところでございます。

おめくりいただきまして、今後の対応になります。

(1) 報告書の受領です。現在、ProCX 社から、先ほど申し上げたとおり正式な報告書を受領するやり取りをしているところです。

また、(2) 合意書の締結。区が当時、流出が分かって区の職員がお詫び文を送送したりといういろいろな対応をしたところにちよつと経費がかかっておりますので、そちらのほうを今 ProCX 社に求めているというところで、合意書の締結を進めているところでございます。

私からは概要は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

では、くぼた委員、お願いします。

○くぼた委員 くぼたでございます。よろしくお願いします。何点かお聞きしたいと思います。

そもそもこの案件に関しては、当時は報道ベースでも結構流れたというふうに記憶しております。BS 社、それから ProCX 社のやっていることとはいえ、区としての対応、責任は看過できないなというふうには思っているのです。約 7,000 名の方の個人情報流出されていると。この案件に関しては、やはり区としての責任をしっかりと究めて、業者がやったことという一言で片づけられないなというふうに私は思っていますので、その辺のところをお聞きしたいなというふうに思っております。

そもそもこの事故が起きた、15 ページになりますけれども、報道の発表があつて初めて分かったというのが実態かなというふうに思うのですけれども、区としては正直なところいつ確認が取れたのですか。

○網野データヘルス推進課長 ご質問ありがとうございます。

令和 5 年 10 月 17 日に ProCX 社は報道発表しておりますが、その前の 16 日に事故判明というところでございます。

○くぼた委員 ほぼほぼ発表があつたときにしか分からなかったというのが実態だと思ふのです。

この案件のみならず、こういうことが出てくると、大体今の対応が多いのですよ。「知らなかったんです」、「分からなかったんです」、「今度こうします」と。これを繰り返していたら区民の個人情報というのはど

んだんだ漏れになってしまう。だから、その辺のところはしっかりと、後でやりますけれども、再発防止策を丁寧に仕上げていかなければならないというふうに思っているのです。

もう1点お聞きしたいのが、この約7,000名出てしまった個人情報なのですけれども、これによって考えられる被害、個人個人が考えられる被害というのはどんなことが想定できますか？

○網野データヘルス推進課長 ご質問ありがとうございます。

後で捜査から犯人以上の流出はなかったとはなっているのですけれども、当初考えていた想定被害としましては、例えば、この元派遣社員、犯人からいわゆる名簿屋のようなどところに個人情報売られて、その方たちによって、お名前、電話番号があるので、詐欺だとかそういうもののお電話等が行ってしまうのではないかなという被害は想定しております。

○くぼた委員 やはりそこなんです。仮定の話で恐縮なのだけれども、これによって出てしまった情報がそういうところに渡り、さらにはそういう集団のところに行ってしまうと、実際の被害に遭ってしまったとしたら、やはり区としては、これは絶対にあってはならない、繰り返してはならないということになると思う。不正に持ち出された個人情報の内容を見ると、平成29年度末で年齢が43歳以上60歳未満、特定健診を3年連続で未受診だった方、私もちよつとどきつとしたのだけれども、この対象者に関しては、区は全員に対してどのような処置をなされましたか？

○網野データヘルス推進課長 表の10月23日のところに書かせていただいたのですが、区の方でこの6,999名の方のうち、転居と

か、連絡がつかない方も一部いらつしやったのは事実なのですけれども、その中で分かる方、5,308名の方に、こういうことがございましたというところをお詫びとともに説明の文書をお送りしているところでございます。

○くぼた委員 そうすると、その説明の文書を出して、そこから区民からどんな意見があったのか——分かる範囲でいいのだけれども、どんな意見があったかお聞きしたいのですけれども。

○網野データヘルス推進課長 当時、ちよつと記憶にはなりますけれども、区民の方からの多くは、ほとんど電話でのお問合せがあったところなんです。「私の情報は大丈夫なのか」とか、あとは、やはり多かったのが、「どうしてくれるんだ」というお問合せが多かったのは記憶しています。

○くぼた委員 そのような区民の方々の声というのは切実だと思ひ、おつしやるつもりだと思ひのです。

さつき言った話で、犯罪組織に出てしまつて、そういうところからしかかつてしまったら。だから、そういうことは絶対に——時間もあれなので、再発防止策だけあとやりますけれども、これからに関しては、基本的には諮問にかけたり、いろいろな手を打つていくと思うのだけれども、私が一番聞きたいのは、年に1回そういった実地検査というのかな、ちゃんとやっているかどうか、これは区がしっかりとした職責を持った人が見に行つて、きちんと監査をするということでしょうか。

○網野データヘルス推進課長 おつしやるとおりでございまして、この事業だけではなくて、全て個人情報——今、データヘルス推進課というのが健診事業をやっておりますので、いろいろな健診の種類でそれぞれの個

人情報を取り扱いますので、全ての個人情報
を扱う業務で、取り扱っている受託先の現場
に最低、担当者と係長は必ず行くようにしま
して、どういう流れで個人情報管理してい
るのか——流れもですが、システムでしてい
るのか、その辺を実際目で見て、チェック
項目をつけて実施しているところござい
ます。

○くぼた委員 最後ですけれども、今度、受
託先が再受託をするとなったときには必ず
連絡が来るのですよね。その再受託先に関し
てもきちんと実地検査に行くわけですよね。
今回の一番最初は、受託先が再受託して、そ
れが分からなかったと、区のほうが知らな
かったというところが第一歩だと思うのだ
けれども、その辺のことは大丈夫ですか。

○網野データヘルス推進課長 今おつしや
るとおりで、まず再委託先、再受託先には必
ず許可を取ってから——区のここに再委託
しますよという許可を取ってから再委託す
るようになっております。それ以外のものは
認めないということをやっているところで
ございます。

○くぼた委員 分かりました。もう1点、最
後。それで、BS社のところから正式な報告が
来ると書いてあるのだけれども、これはいつ
来るのか、それに対してどのように対応する
のか、最後これだけお聞きしたい。

○網野データヘルス推進課長 今後の対応
に書かせていただいた正式な報告書なので
すけれども、現在、中身、案文を確認してお
りまして、近いうちに出てくると思ってお
ります。

ただ、今待っているのが、区のほうの賠償
との合意書の内容、こちらとも併せておりま
して、報告いただいて、その後合意を結ぶと
いう流れになっておりますので、そこは時期
が近いうちということで、まだ決まってい

ないというところではあります。

○くぼた委員 分かりました。近いうちとい
うところであれば、しっかりと取り交わ
して、区が損害賠償できるのであれば、それ
はしっかりと損害賠償を立てて、きちんと報告
するべきものは報告してもらった上で、今後
の対応に関しては、本当に二度とこういうこ
とがないようにぜひよろしく願います。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、皆様いかがでしょうか。

では、上委員、お願いいたします。

○上委員 よろしく願います。

再発防止策なのですが、委託先に関
して監査とかをできるようにするんだとい
うことがあったと思うのですけれども、ただ、
このケースは、実は11年ぐらい前に、もう
あまり名前を出すのもあれなのですけれど
も、大手教育事業会社がシステムの委託先で、
社員が窃取していたという事実とほぼ同じ
ような形なので、言いたいことは、いつでも
委託先に行けるんだというのはいいのです
けれども、例えばクライアント管理ソフト
ウェアみたいなものを入れて、操作ログを取
る。しかも、ログを取ってもほったらかして
いると何の意味もないので、委託先のほうで
1か月に一遍でもそういったチェックがで
きるので、ログをチェックするのって結構大
変なのですけれども、そういうことをしても
らっているという上で行かないと、誓約書を
書いて守らせています、はい、終わりですと
いうふうになってしまいうので、実効性をどう
やって担保するのかということを検討した
ほうがいいかなというふうに思いますが。

以上です。

○網野データヘルス推進課長 ありがとうございます。
現在も項目に従って、事前にこういうふう

に個人情報を取り扱ってくださいますところにはやっております。ただ、今、委員がおっしゃったとおり、どこまでソフトでログを取れて、それを確認してもらっているかというところを、区政情報課とも確認して取り扱っていききたいと思います。

○池田データヘルス推進課係長 係長の池田と申します。

今、全庁的にこの辺りの実地調査に入る際の確認のチェックリスト等、そういったものは示されておりまして、その中でも正しくアクセスログを取ったりとか、そういったことをやっているかとか、かなりチェック項目が詳細に決められておりますので、実地調査に行く職員はまず事前にそこら辺も確認して、契約を結ぶ前にも事業者さんとそういったところはできているのかということとは確認した上で調査に行っているということで、こういった個人情報のことは全職員なかなか分からないところもありますので、その辺りは、ある程度区政情報課のほうから示された一覧にのっとって実地調査に行っているというような状況でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の皆様、いかがでしょうか。

では、先に山口委員、お願いいたします。

○山口委員 ありがとうございます。山口と申します。

今の報告の中で、私が追いつかなかったところを何点かお聞きさせていただければと思うのですけれども、まずそもそもこの契約管理につきまして、どこかの部署が一括できちんと契約を管理していて、しかるべきタイミングで来たところで定期点検を行ってくださいというようなワークフローが仕組みとして構築できているのか、それとも部署、部署でやられているのかというところにつきまして、まず教えていただければと思います。

す。

○網野データヘルス推進課長 まず契約管理なのですけれども、こちらは部署ごとになります。こちらはデータヘルス推進課として契約をして管理していくという形になります。

ただ、個人情報のチェックのフローにつきましては、全庁統一のもので進めているということです。

○山口委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点、今回USBメモリをというところで媒体が出ておりますが、昨今USBメモリでのやり取りというのは結構珍しくなってきているかなと思っております。クラウドを活用するなり何なりで、プロテクトをかわけてというのが主流かなと思いますけれども、今、令和6年度時点でのようなデータのやり取りが主流なのかというところ、また、その理由をお聞かせいただければと思います。

○池田データヘルス推進課係長 ある程度私どものほうでも業者とファイル転送システムを使ってデータをやり取りしているものもありますが、割と私どもが扱っている情報としては、いわゆる健康診査の結果とか、かなり機微な情報が入っているというところで、まだ一部そちらのほう、ファイル転送システムが、逆に今の区全体の情報システム課のほうのシステムとかでまだそこまでのやり取りは認められていないものもございまして、そういったものについては今もパスワード付きのUSBメモリに入れて、セキュリティ便、そういったもので事業者とやり取りしているというような事業も、私どもの係の事業ではございます。

○山口委員 ありがとうございます。

最後の質問なのですけれども、今回のこの

事象というのは特に USB メモリという媒体に限らずに発生し得た事象なのか、それとも USB メモリだからこそ発生してしまった部分があるのかというのを見解をお聞かせいただければと思います。

○網野データヘルス推進課長 ProCX 社、BS 社とのやり取りの中でも、当課が感じているところは、USB だろうかというところがありまして、それよりも個人情報扱う際の、例えば書かせていただいているのですが、勝手に私物の USB を挿せるとか、そこで情報を第三者の監視もなく抜けるような、この体制が問題だったのかなというふうに考えているところでございます。

○山口委員 ありがとうございます。

私も民間企業で医療情報を扱う身として、これは、いたちごつこなのはしょうがないかなとは思いますが、もう少し仕組み化できるところがあるのではないかなというところはお話を聞いていて思いましたので、実施前の、再発防止策で書かれている「業務フローを整理し」というのをどこかの機会でももう少し詳細にご報告いただけると深い議論ができるのかなと思いました。

ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

では、岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 委員の岡田です。よろしくお願ひいたします。

15 ページ～16 ページにかけてなのですが、先ほど山口委員からお話があったところにも関連するのですが、平成 29 年度に区民部から衛生部データヘルス推進課に移管されたということなのですけれども、今、年度末でいろいろと人事が動いているさなかかと思ひますし、移管された先の引継ぎといたるところについて確認させていただきたいのですけれども、きちんというところ

は引継ぎされるのでしょうか。

○網野データヘルス推進課長 引継ぎはもちろんさせていただくところです。それが担当レベルであったり、係長も含めてというところでは何回かやると思うのですが、業務が結構大きいので、一度では終わらずというところがあります。

ただ、項番 4 の (1) に書かせていただいているとおり、そのときに、個人情報審議会に諮問がもう済んでいるものという前提で、申し訳ありません、うちも移管を済ませていたというところがございまして、業務の引継ぎは確実に行っていたというところになっております。

○岡田委員 膨大な量の引継ぎの業務量があると思うのですが、区も例えば 4 月から防災戦略ができますけれども、やはり全庁的に、所管が変わったときに、こういった審議会のほうに諮問されたかどうかも含めてこういうことも引継ぎをされないと、本日お集まりいただいている専門家の方々からいろいろなアドバイスを頂いていれば区役所の中でも防ぐ一手を打ったのではないかなと思うのですけれども、全庁的に考えていただきたいなと思うのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○網野データヘルス推進課長 今、データヘルス推進課の事案なのですが、こちらの事案を全庁的に共有していただきまして、しつかりと移管時にはその業務はそもそもどういう根拠に基づいてやっているのかというところも含めてということが大事になつてくると思ひますので、また区政情報課さん、既にやっているものもございしますが、全庁で共有させていただきたいと考えております。

○岡田委員 委託先、再委託先、再々委託先の再発防止策も拝見させていただきまし

けれども、お仕事を発注する区役所の内部でしっかり方針を定めてやっていただくことが、こういった区民の不利益につながらないと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、皆様いかがでしょうか。

では、水野委員、お願いいたします。

○水野委員 こういった個人情報業務委託の状況というのは、この衛生部だけに限りないと思うのですが、全庁的に年間のぐらいい業務委託、個人情報に関わるものを業務委託されているのか教えていただきたいのですけれども。

○山根区政情報課長 区政情報課長の山根です。

全庁的にはどれぐらいい数かということについては把握はしていないところがあります。ただ、先ほどお話がありました実地検査、こちらを行っていく形で、そのときに行った数ということでカウントしている形になります。大体およそ1,000件ぐらいい、小さいところから大きいものも1件として数えると1,000件ぐらいい数が報告されているような形になります。

○水野委員 本当に大変な業務委託の数だな、状況だなと思うのですが、先ほど他の委員からもUSBにやっている状況はもう古いのではないかと、そういうふうにしなれば、ちゃんと技術的な問題を解決すればそういうことが起こらないのではないかと、ということもございましたけれども、どこまでいってもそういうのをかいくぐってやってしまう方もあるのではないかと、中で、不正な取扱いを検知できるような体制に変更したということであるのですけれども、不正な取扱いを検知できるような体制というのは、要するにどのようなことなのでしょう

か。

○網野データヘルス推進課長 今、委員がおっしゃられたところ、BS社の安全措置のところですが、委託先におきましても、先ほど言った、勝手に一社員がUSBメモリを挿して、私物のものに抜き出せないような、登録されていない例えばUSBメモリとかを入れると使えないようになっていいるのですけれども、そういうもので防ぐところを報告を受けているところです。これからも委託先とかにはそういうものを求めていきたいと思っております。

○水野委員 不正な取扱いが検知できてから動くのではなくて、先ほど他の委員からもございましたけれども、月に1回ぐらいいかりとチェックする体制というのが本当に必要なようになってくのではないかな、区にしっかりと監視されているよというのを分かっていたら、必要もあるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○網野データヘルス推進課長 委員がおっしゃるとおりだと思っております。こちらからもいつでもチェックしますよということをしつかりと受託先の会社の方たちにも知っておいていただくというか、感じておいていただくことが相互に監視するためには大事になってくるのかなと思っております。

○水野委員 そういう体制は整っているということでしょうか。

○池田データヘルス推進課係長 仕組みとして、例えば1年間通じた契約であります、3か月ごとに事業者のほうからどういったデータの例えば抜き取り作業をやったとか、そういう報告書というのは必ず求めるようにして、それを基に、それを持って実際に調査等も行っているというようなど

ころはございますので、基本的には、報告を受けてしっかり業者のほうも3か月ごとにそれを意識して区のほうに報告するところのようなことで今仕組みができていますところでございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、各委員から重要な指摘がそれぞれあったかと思いますので、それらを踏まえて今後もご対応をお願いしたいということでございます。

では、報告事項の1点目は以上ということよろしいですかね。
ありがとうございます。

(2) 区政情報開示請求に対する却下決定の報告

○川合会長 では、次の報告事項に移ります。報告事項2「区政情報開示請求に対する却下決定の報告」でございます。資料の18ページからになります。

区政情報課からご報告をお願いいたします。

○山根区政情報課長 改めまして、区政情報課の山根でございます。よろしく願います。

まず、区政情報開示請求に対しまして、却下決定を今年度行いました。こちらにつきましてのご報告を審議会のほうにさせていただきます。

こちらは情報公開条例の施行規則の2条の2に基づきます却下決定ということでございます。規則のほうでは、第2条の3に基づきまして、審議会に報告をするという規定になっておりますので、ご報告をさせていただくものでございます。

却下決定の状況でございます。こちらは3

点ございます。令和6年11月6日の請求日、決定は12月4日ということです。理由のところですけれども、平成26年度から令和5年度までに行った区政情報の開示請求について、開示を受けないで、これらの開示に関する費用について支払わないということを繰り返している方なのですけれども、そちらについての経費が未だに支払われていないということでございます。そのため、当該請求は、足立区情報公開条例に定める開示請求の権利を濫用しているもので、開示には応じられないという決定を行いました。

根拠条文は右のところに記載のとおりでございます。

こちらの内容について、1、2、3と、裏面の19ページのところもございますけれども、3点开示請求がございましたので、こちらについては同一の理由で却下という決定をさせていただいたということでございます。

19 ページの2番目のところに、ご案内ですけれども、根拠規定ということを掲載させていただいております。

条例のほうにつきましては、5条に「利用者の責務」として、開示を受けようとする者については、権利を適正に行使用するとともに、その権利の行使によって得た情報を適正に使用しなければならないということで、請求をしても受け取らないというような状況というのは適正な開示請求ということではない状況だと存じます。

それから、施行規則につきまして、却下できる規定というのを設けて、こちらについては明示しているところでございます。

その1の2のところでございますけれども、開示請求を行い、正当な理由なく条例第13条第2項に定める期間に開示を受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用を納付し

ないということを繰り返したときということで、この方につきましては 10 年間にわたって 45 万円ほどの開示請求費が滞納されているところでございます。

今年度の頭のところでございますけれども、規則のほうの改正については審議会でもお認めいただいたところで、今年度について 3 件却下という形になったという経過でございます。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

○山口委員 すみません、知識がないもので大変恐縮なのですが、これは請求を受けて、来たらこういう理由で 1 件ずつ却下していくしか対応ができないということなのでしょう。この同一人物の方に対して、こういうことを迷惑だからするなというような対応というのはできるものなのでしょうか。

○山根区政情報課長 情報公開条例につきましては、何人も請求ができるというような規定になっておりまして、こういう方だから請求をしてはいけないという規定はございません。ですので、請求自体は受理をして、行政処分になりますので、そちらについては決定をします。その決定としては、先ほど説明させていただいた却下という決定をするか、それとも開示をするかどうかということで決定をして、行政としてはしつかりとした処分をしていくというような形になります。が、その後は審査請求とか、それからその取消訴訟とか、そういう形ができるような形の行政手続にはなっております。

○山口委員 ありがとうございます。では、基本受け身で対応することですか。すみません、ありがとうございました。

○川合会長 ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

上委員、お願いいたします。

○上委員 他の質問なのですが、この 3 件の申請は同じ方だと思うのですけれども、このデータは昨年の 12 月時点までの集計なのか、それともこれ以降もうその請求はなくなったという理解でいいのですか。どちらなのでしょう。

○山根区政情報課長 今の時点ではこの 3 件という形になっております。直前のところも特にこれ以降のところについてはないような状態になってはおります。ただ、それがこういう却下決定を行ったからないかどうかというのについては分からない部分があります。

○上委員 ということは、これ以降は、現時点では特に請求はないということではないのですかね。

○山根区政情報課長 おっしゃるとおりです。

○上委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

すみません、私が発言するのは良くないかもしれませんが、1 点だけ。18 ページから 19 ページにかけて書いてくださっている却下の理由というのは、このとおり処分通知書に記載したということでしょうか。

○山根区政情報課長 却下の理由の通知書上は支払っていない金額が入っていたりとか、それから条文の番号とかもこちらの根拠条文のものが入った形のものを知照しているような形にはなりますが、おおむねこの内容で通知はしているところでございます。

○川合会長 ありがとうございます。

却下の理由の第 2 段落の「そのため、当該請求は」という、この「当該請求」は過去の、

26 年度から5年度までのこのを指すのでしょうか。

○山根区政情報課長 いえ、この「そのため、当該請求は」と書いてあるところについては、「本請求は」というふうに書いて……。

○川合会長 というふうにして先方に……。

○山根区政情報課長 今回の請求についても、こちらについては権利を濫用しているというような形では通知はしております。

○川合会長 分かりました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員 平成26年度からこういった状況が続いているということで、却下の決定まで実に10年以上かかっているというのは普通なら、民間とかなら考えられないかなと思うのですけれども、こういう長くかかってしまったという理由は何なのでしょう。

○山根区政情報課長 情報公開条例につきましては、全国の自治体でほぼ条例化されているところございまして、自治体の行政についての透明化を図るということで、先ほどご説明させていただいた、何人も請求できる、区民だけではなくどのような方でも請求できるというような形にしております。そういうふうな形の条例ですので、なるべく区としては情報を公開していこうというような姿勢を示していくような条例になりますので、そちらを制御するというか、制約するような形の規定というのはなるべく設けないことが適切な運用かなというふうには存じております。

ただ、このようなごくごく特定の方についてはこういうふうな形の運用のところを利用して、こういうふうに対応していくということは想定されていなかったところなのですけれども、やはり過度なものについては

しつかりと対応できるような形のことを制定していこうということで規則をお認めいただいて、我々の区としての中ではこういうルールをつくっていこうということで、却下ができるような形をしております。

○水野委員 では、今後はこういった方が現れたら、即座にというか、こんな長期はかからずに対応できるということですか。

○山根区政情報課長 この難しいところは、繰り返しとか、過去にそういう実績があつてというところをどう認定するかというところがありますので、慎重にはしていく必要がありますし、審議会のほうにもご報告させていただいて、こういうものが適切な運用がされているのかどうか、行政側が濫用していないかということをしつかりと確認していただくということが肝要かと思えますので、こちらのほうを兼ねた上で運用のほうはしていきたいと思っております。例えば1回、2回滞納しているから全部却下ですというふうな運用はすべきではないかなというふうには考えております。

○水野委員 未納だけでも現在で45万円程度ということですが、それにかかるまでの人的な損害というか、時間的なそういった、区民のサービスの低下にもつながるのかなと思いますので、本当は損害賠償にも当たる事件なのではないかなと思うのですけれども、今後こういったことがあつたときにどの程度で却下ができるのかというのは、先進自治体の例などもしつかり見ていただながら進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山根区政情報課長 委員がおっしゃるとおりでございまして、今、東京都とか、横浜市とか政令市ではこういう規定が多く執り行われております。23区の中でもこういう形で規定しているところは多くはないとこ

ろでございますので、それだけこういう方がいらっしやるかいらっしやらないかで対応が変わってくるといことだと思えます。人口が多いと確かに開示請求の件数が多いですから、そういう対応をしております。足立区においても開示請求の件数はかなり多いですから、こういうことについてしっかりと行いながら、一般の方々の請求についてはしっかりと対応できいくような体制をしていかないと、先ほどお話ししました区政の透明化を図っていくことが使命です。で、そのような形を進めていくためにはしっかりとした形の対応も一方ではしていくということは必要だとは思っております。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ということ、ただいまの報告は以上というところでございます。ありがとうございます。

(3)「足立区個人情報保護評価委員会（PAC）」の実施状況の報告

○川合会長 それでは、次の報告事項に移りたいと思います。報告事項の3「足立区個人情報保護評価委員会（PAC）」の実施状況の報告になります。資料の20ページからになります。

引き続き区政情報課からのご報告をお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続き、区政情報課の山根から報告をさせていただきます。足立区の個人情報保護評価委員会、PACと申しますが、実施を行っております。

毎月開催ということで、先ほどご報告がありました、データヘルス推進課のような個人情報情報を委託するような事業のときにつきましては、新規の事業を委託するときには、今

まで審議会のほうに諮問して、こちらのほうでいろいろな議論を差し上げていたところだと思えますけれども、個人情報保護法が改正されまして、令和5年からは審議会のほうに諮問ができなくなってしまうということです。そのような形の中で、こちらのPACという個人情報保護評価委員会というのを立ち上げまして、内部のところでしょうかと、先ほどのワークフローではないですけれども、開始前、契約前に仕様の自身として安全管理措置が適切に行われているかということを評価するという場を設けました。そちらについてのご報告でございます。

委員の構成につきましては、項番4のところにかかせていただきました、内部の部長級、課長級の委員と、それから専門アドバイザーの方々、弁護士の方々と、それから大学の情報通信ネットワーク等、セキュリティについてご存じの方が入った形の中で評価をさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、21ページ目から横判になっておりますけれども、毎月新たなものについて、事業については評価をさせていただいているところでございます。第3回の6月20日につきましては、4件の案件になります。そのうち、一番下の16番のものにつきましては会のほうにかけてはおりませんが、内容について、例えば紙ですとか、そういうものを使っているような形で委託をするもの、先ほど委員からも話がありましたけれども、USBを渡すとか、そういうものも小さい委託のときには行っていたりとか、紙で行っているということもまだまだございます。

しかしながら、先ほどのお話にありました、インターネットとかそういうものを使った形や、システムを使ったものについてはこち

らの評価委員会のほうにかけて、安全管理措置がしっかり行われているかどうかを確認していくでございます。

それから、第4回は、案件がなかったので不開催となっております。こちらの認知症の推進事業につきましては、紙とかの役割のところでもツールでやるということがありますので、評価委員会のほうにはかけずに、区政情報課のほうで内容を確認して、報告を委員会のほうにするという形式を取っているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、9月20日、10月21日、11月20日というふうに毎月行っていくような形にしておりますが、案件につきましては細かいものが多くございますので、先ほどのプライバシー関係については、プライバシーマークとか、ISMS、ISO27001とかの組織的安全管理措置が取られている事業所なのかどうかということについても、最初の契約のときに要件として定めて仕様書のほうに入れているというような形になっております。

それから、最近のところでございますと、先ほどのお話にありましたログの取得については、普通には行っている場合が多いのですが、けれども、解析を行う、分析を行う、定期的に、頻度をどれぐらいにするのかということについても個人情報保護委員会のほうからも示されているところがありますので、こちらと比較的そういうことを仕様書の中に設けて、しっかりと分析をしてもらうということを受託者に求めていくというような形で仕様書として整えていくということもこの中ではお話としては入っております。

量的にはいろいろな委託事業がございますので、こちらのほうにご報告をさせていただいているものです。

私からは以上になります。

○川合会長 ありがとうございます。
それでは、ただいまのご報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

では、山口委員、お願いいたします。

○山口委員 ご報告ありがとうございます。
第三者認証の取得を事前に確認するか、きちんとルール化されていてすごく安心した部分があるのですけれども、1点だけ。

昨今、生成AIの活用というのが物すごくはやっているかと思えます。私が勤めている会社でも、ようやくAI技術を使う場合の規定というものを委託する際に設けて確認するようにはなりました。やはりデータをがちゃがちゃと使って、知らないところでその学習データが使われてしまうですか、そういうたリスクは一定あるかなとは思いますが、AIに関する規定について、今なくとも今後どうしていこうかですか、そのような見通しがあればぜひ教えていただければと思います。

○湯本 ICT 戦略推進担当課長 ICT 戦略担当課長の湯本です。

生成AIの利用に関しては、庁内で生成AIを使うときにはルールはつくっております。で、個人情報情報をアップしないですとか、公序良俗に反するようなものは生成しないですとか、そういったルールに基づいて今つくっております。

委託事業者に対してはまだルールがありませんので、今後そこについては、どんないろいろなことができるように今なっているんですので、そこは検討して盛り込んでいきたいと思っています。

○山口委員 ありがとうございます。よろしく願います。

○川合会長 ありがとうございます。
その他いかがでしょうか。——よろしいで

すかね。

分かりました。ありがとうございました。
では、ただいまの報告事項3は以上とした
く思います。

(4) 報告特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告

○川合会長 では、次の報告事項に移ります。
報告事項4「特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告」でございます。資料は30ページからになります。

引き続き区政情報課からのご報告をお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課の山根です。

特定個人情報保護評価ということで、マイナンバーがついている個人情報のことを特定個人情報と言いますが、こちらについて評価の再実施を行ったということで、第三者点検も行いました。

こちらについて、項番1のところに1～5ということで、対象の事務が掲載されております。こちらはいずれも件数としてはかなり多い件数、あるいは関値的には31ページのところに記載しておりますけれども、10万人以上30万人未満の事務につきましては、今回再実施を行ったところでございます。

再実施の理由としましては、システム標準化とガバメントクラウドへの移行ということで、今、区のほうで国のガバメントクラウドに移行ということにしまして、そちらの事務を各所管のほうで行っております。そのシステム変更に伴いまして、場所が変わる——足立区役所の中にあるサーバーから外のクラウドのガバメントクラウド、AmazonとかのAWSが多いですけれども、そういうところに移すということがありますので、こちらについて場所が変わるということも含めま

して全体的には評価をして、こちらについては、第三者点検の日には項番1のところに記載の日のとおりということになっております。その前にパブリックコメントをしまして、その上で第三者点検を行ったことでございます。

点検の自身につきましては、小委員会の委員長を務めていただきました水町委員のほうからご報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○水町委員 オンラインから失礼いたします。聞こえておりますでしょうか。

今ご報告いただいたとおりですが、形式名の意見、あとはガバメントクラウドに関する質疑等はございましたが、特段問題なく小委員会として承認という結論になりました。

私からは以上です。

○川合会長 ということで、ただいま区政情報課及び水町小委員会委員長からご報告いただきましたが、ここまでのご報告について何かご質問等ありましたらお願いいたします。

では、水町委員。

○水町委員 1点だけ。点検結果が「適切な安全管理措置が講じられていることを確認した」とございますけれども、これは技術的な面で安全ということだったのでしようか。どのようなところが安全と評価されたのか、そこ1点だけ教えていただければと思います。

○水町委員 私からお答えいたします。

技術的安全管理措置というか、特定個人情報保護評価というのは、評価書の様式が国のほうで定められています。その様式にこれを記載するという事項がかなりいっぱい書いてあるんですね。そもそもどういう取扱いをして、マイナンバーが記載された個人情報ファイルを何に使うのですか、誰が使うので

すが、どう使うのですか、誰か区の外に提供するので、委託するのですか、保管・消去はどうするので、何かという事実面をまず記載した上で、それぞれの対策というのを書くことになっていきます。それぞれの対策が、例えば収集が不正収集じゃないとか、過剰に要らない情報を取得していませんかとか、個人情報取得する際の、マイナンバーを取得する際の方法が適切ですかとか、マイナンバーを契合キーに使って何か不正なことをしていませんかとか、提供方法は大丈夫ですか、提供先は大丈夫ですか、管理はどうなっていますかというような、あとは監査とか教育とか開示請求とか、もちろん全般的に、フェーズごとにどういう対策をしていて、どう考えているのかというのを記載するシートになっているのです。それを区のほうで記載いただいて、それを読んで、問題があるところは質疑していくという形になります。

ただ、限界があることも事実でして、ここに書かれている内容で、例えば百点満点なのかということまで踏み込んで判断できるかということ、例えばそれがセキュリティ対策であれば、やればやるほどよいにしたことではないですが、その分予算もかかってくるわけですし、日々の業務に支障が出るほどの強いセキュリティ対策をかけるのかとか、いろいろな観点があつて、これさえやれば絶対大丈夫ですみたいな点検までできているものではないです。

ただ、区としてこういう対策を取っている・というのをきちんと記載いただいて、第三者の目でおかしいところがないか、あとは気になるところがないかというのを点検して、この小委員会で審議しているという形になります。

○水野委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。
その他いかがでしょうか。——よろしいでしょうかね。

ありがとうございます。では、ただいまの報告事項は以上ということになります。

4 その他

報告事項は以上となります。その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 先日行われた予算特別委員会で、議会の様々な会派の方から、東京女子医大足立医療センターの理事長逮捕の報道を受けて、様々な質疑が行われました。この足立区情報公開・個人情報保護審議会は公開ということなのですが、当時区が女子医大に補助金を出した 85 億円の審査会については非公開ということだったのですけれども、この公開・非公開に関する区が規定している規約等についても一度お伺いしたいのですけれども、お聞かせいただけますか。

○山根区政情報課長 今、別件で政策経営部長がおりませんので、区政情報課の山根のほうから説明をさせていただきます。

区では、政策経営課のほうで審議会に関する公開等の指針というので、審議会についての定義とか、それから審査会という名前にしている附属機関ですね、こちらについてはしているところです。

ただ、その内容についての公開・非公開については、その各所管が、審議会を所管しているところが決定していく、あるいはその会の中で審議している中身によって、先ほどの情報公開条例上でもありますけれども、透明性を高くしていく必要があるということなので、傍聴の方を入れて公開していくというのが原則的な考え方にはなっております。

ただ、個人情報を含む場合ですが、それから法人の権利や利益を害するようなものについては、審議の内容によって是非公開として運営をしていくというような形になっているのが通例ではございます。

今回の、先ほど委員からお話があった女子医大の補助金の審査会、そちらについては是非公開で運営をされていたというふうに存じ上げております。

○岡田委員 非公開で行われた審査会ということだったのですけれども、やはり1月、2月に報道がなされて、区民の方が不安になつてきていることから、予算特別委員会でも様々な委員から質疑がありました。

2021年に委員会で議員が、85億円も多額な税金が投入されるのですから、審議会について議事録を公開したほうがいいんじゃないかという指摘があり、こういう事件が起きて、初めて公開されたのが今年の2月28日、私も区民の皆さんにその審査会の議事録を見ていただいたほうがいいんじゃないかということ、公開されたのが3月14日だったのですけれども、この情報公開の在り方、情報公開制度の手引にもありますように、「区民と行政との信頼関係の強化を図り、公正で透明な区政を実現することを目的にしている」と書かれているのですね。私は、この議事録の公開の仕方、これは区民の方は探せないようになっていえるように感じるのです。ホームページに更新しましたというニュースリリースもありますし、これは本当に区民のための透明化、公正化が進んできているのかなというふうにちよつと疑問に感じていたので、質問をさせていただきます。

先ほど指針とありましたけれども、その指針の中では、非公開とする議事録を作るときに音声データがあつたかと思うのですけれ

ども、それを消すとか消さないとか、いつまで残す、いつ消すということが全く書かれていないのですね。この辺り、しつかり指針として変えていかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山根区政情報課長 区政情報課長です。

今、委員がおっしゃっていたとおり、情報提供とか情報公表についても条例の中ではうたわれているところでございます。開示請求等によらず、自ら区が情報については公開していく、公表していくというスタンスは委員がおっしゃるとおりだと思います。

その中で、先ほどありました、ホームページとかで記載がどこどこにするかというところは、ホームページの制約もありまして、作成についてのルールがありまして、出せるところというのが限られているところもあるかと思えます。

ただ、検索がしやすいようにとか、広く目が止まるようなところに掲載するということは必要なことだと思いますので、そのようなことは各所管のほうで考えて、事案によって変わってくることもあるうかと思えますけれども、対応していくことが必要なことだというふうには思います。

○岡田委員 今の話だと、指針は変えないということですか。それとも、変えていくということでしょうか。

○山根区政情報課長 指針につきましては、変えるか変えないかというところについては今検討しているというふうには聞いておりますので、今後どのような形の内容になるかということは、この場では、私どもも所管ではないものですから、総務課あるいは政策経営課のほうで今検討を進めているというふうには聞いております。

○岡田委員 今この場では変えられないということなのですが、やはり会社法で

したら、10 年間書類を保存するですとか、様々な法律にはそういうふうに、書類、また大切なデータを残すというふうに決められている中、審査会の議事録の要約となった音声データは消しました、もうありません、それで私はこの 85 億円という血税が正しく適正に使われたかどうかということを区民の皆さんに説明できないんじゃないのかなと思っただので、根拠としておっしゃる指針についてはいくご検討していただいたほうがいいのかなと思いました。

すみません、情報公開という名の下の審議会だと思いましたが、しっかり区民に対して信頼の強化と、公正、透明な区政の実現を目指していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山根区政情報課長 情報公開条例を所管している区政情報課としましては、区政情報室も含めまして、そういうふうな審議会や附属機関の議事録等につきましても公表していくということについては行っていくところでございます。

先ほど委員からお話がありました音声データとか、議事録の内容とか、そういうものにつきましましては、ルールを決めるということは必要なことだというふうには思いますが、今後ともそういうふうなものについてはしつかりとした対応というのを重ねていくような形を取っていききたいと思っております。

私のほうから各所管のほうにも委員からのご発言があったということをお伝えしていきたいというふうに思っておりますので、私のところで答えられる範囲としてはそういうふうな形かなというふうに思っております。

○川合会長 よろしいでしょうか。

では、その他特にございませんかね。

5 閉 会

○川合会長 では、これで本日予定の案件は全て終了ということになります。

委員の皆様におかれましては、ご尽力くださいましてありがとうございます。

それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様方、それぞれのご立場から貴重なご意見ありがとうございました。

事務局からは連絡事項が 2 点ございます。

1 点目は、地下の駐車場をご利用された委員の方々につきましては駐車券をご用意しておりますので、必要な方は事務局までお申し出いただきたいと思います。

それから、次回の審議会の開催日ですが、7 月頃を予定しております。まだ開催日が決まらず申し訳ございませんが、またご通知を別途させていただきますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他特段ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきますかと思えます。

本日もし協力いただきましてありがとうございます。

足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表

案 件〔足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について〕

所管部課係 政策経営部区政情報課情報公開担当

1 案件概要

(1) 足立区情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求全体のうち約半数を占める工事契約に関する「金額入り工事設計書」について、開示請求をしなくても資料を取得できるよう、インターネット上で公表を予定している。

かかる資料に対する開示請求の取扱いを明確にすることの外、審査請求等の規定整備を行うため、条例を改正する。

(2) 併せて、足立区情報公開条例施行規則で定める様式を改正する。

(3) 制度を運用する職員が適切かつ円滑に事務を処理するために作成している情報公開制度運用の手引きについて、条例の改正に併せ、改訂する。

2 条例の主な改正点

(1) インターネット等で公表又は提供されている区政情報について開示請求の対象とならない旨を明記（第20条）

(2) 公文書提供システムを念頭に、区政情報の検索を行う手段を一般の利用に供する旨を規定（第16条）

(3) 開示等の決定に対する審査請求手続に関する規定整備（第12条、第15条～第15条の3）

3 審議会への諮問について

上記については、情報公開制度の運営に関する重要事項の変更にあたるため、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号の規定により、足立区情報公開・個人情報保護審議会に諮問する。

4 小委員会での調査検討について

諮問内容には、専門的な事項を含むため、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則第5条に基づく小委員会を設置していただき、内容について、調査検討していただきたい。

諮 問 事 項			
	項 目	条 例	備 考
1	情報公開制度の運営に関する重要事項	足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号	
2			

足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂 概要

1 足立区情報公開条例の改正

【第20条（他の法令等との調整等）】

インターネットで「金額入り工事設計書」が公表された後は、開示請求の手続・費用なしに当該資料をダウンロードすることができるようになる。そのため、インターネット等で公表又は提供されている区政情報については開示請求の対象とならない旨を明記する。

【第16条（区政情報検索資料の作成）】

公文書提供システム（インターネット上で公文書の件名及び概要等を検索できるシステム）を念頭に、区政情報の検索を行う手段を一般の利用に供する旨を規定する。

【第15条（審査請求）】

開示等の決定に対する審査請求手続きに関する規定について、行政不服審査法の読み替え規定との重複があることから、該当部分を削除する等の規定整備を行う。

【第15条の2（審査会への諮問）】

審査会への諮問が不要な場合や、審査会に諮問した旨の通知の対象を明確にするための規定整備を行う。

【第15条の3（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）】

審査請求に係る開示決定に関し、開示されることに反対の意思を表示している第三者に対し意見書を提出する機会を与える旨の規定整備を行う。

【第12条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）】

第15条の2、第15条の3の改正に伴う文言の定義のための規定整備を行う。

（詳細は別添「足立区情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)」を参照）

2 足立区情報公開条例施行規則の改正

電話番号の変更等に伴う様式修正を行う。

（詳細は別添「足立区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)」を参照）

3 情報公開制度運用の手引きの改訂

条例の改正内容及び現在の運用に合致するよう、記載内容を修正する。

（詳細は「情報公開制度運用の手引き(改訂案)【該当箇所抜粋】」を参照）

足立区情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区情報公開条例 平成12年7月13日条例第91号 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第12条 開示請求に係る区政情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る区政情報の表示その他規則等で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （審査請求） 第15条 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができる。 2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。 3 実施機関に対する開示の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」	○足立区情報公開条例 平成12年7月13日条例第91号 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第12条 （改正なし） 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定（開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。以下同じ。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （審査請求） 第15条 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができる。 2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。 3 （削る）

改正前	改正後
とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁（以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」とする。	
（審査会への諮問）	（審査会への諮問）
第15条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があつた場合には、<u>その審査請求が明らかに不適法であるときを除き</u>、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。	第15条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があつた場合には、<u>次の各号に掲げる場合を除き</u>、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。
	（1） <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u>
2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。	（2） <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）</u>
3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、<u>審査請求人</u> に対して審査会に諮問した旨を通知しなければならない。	2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。
	3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、<u>次に掲げる者</u> に対して審査会に諮問した旨を通知しなければならない。
	（1） <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）</u>
	（2） <u>開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u>

改正前	改正後
4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。 (追加) (区政情報検索資料の作成) 第16条 実施機関は、区政情報の目録等区政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。 (他の法令等との調整等) 第20条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示については適用しない。 (1) 法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている区政情報 (2) 図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書館等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報 (追加) (追加)	(3) 当該審査請求に係る区政情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。) 4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。 (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續) 第15条の3 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る区政情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。) (区政情報検索資料の作成等) 第16条 実施機関は、区政情報の目録等区政情報の検索に必要な資料を作成し、又は検索を行うための手段を一般の利用に供するものとする。 (他の法令等との調整等) 第20条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示については適用しない。 (1) 法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている区政情報 (2) 図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書館等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報 (3) インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている区政情報 付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。

改正前	改正後
	(経過措置) 2 この条例の施行前になされた開示請求に対する実施機関の開示義務、開示に係る手続、実施機関がした開示等の決定又は不作為についての審査請求その他の事項については、なお従前の例による。

足立区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区情報公開条例施行規則 平成12年11月30日規則第106号 本則（省略） 第1号様式 第6号様式	○足立区情報公開条例施行規則 平成12年11月30日規則第106号 本則（改正なし） 付 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区情報公開条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 第1号様式（修正） 第6号様式（修正）

*整理番号

-

区 政 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

(提出先)

- ☐ 足立区長
☐ 足立区教育委員会
☐ 足立区選挙管理委員会
☐ 足立区監査委員
☐ 足立区農業委員会
 (上記[レ]印を付した実施機関に
 対して請求します)

請求者 氏名

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

住所

電話

[団体の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号]

連絡先 氏名

電話

[団体の場合は、担当者の氏名、電話番号]

足立区情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請 求 の 内 容			
区政情報の具体的な名称又は知りたい事項を具体的に記入して下さい。			
開示の方法	1. 閲覧	2. 視聴	3. 写しの交付 ()
開示を請求する理由・目的			
*受付場所	1. 区政情報課	2. その他 ()	
(注意)			
1. 開示を請求する理由・目的は、差し支えなければ記入して下さい。 2. *の欄は記入の必要はありません。			
○この請求書のコピーは区政情報開示請求書の控えです。 ○この請求に対する決定は請求(收受日)の翌日から起算して、14日以内に行い、速やかに文書により通知します。 【電話等により通知し、決定文書は閲覧又は写しの交付時にお渡しすることがあります。】 ○この請求に対する決定が条例所定の期間内にされない場合は、開示の請求に係る区政情報について不開示決定がされたものとみなすことができます。 ○開示の請求に係る区政情報の開示の実施に要する費用は、請求者の負担となります。 ○この写しは、決定通知書がお手元に届くまで(電話等による決定連絡の場合は、閲覧又は写しの交付時まで)は保管しておいて下さい。 ○問い合わせ先 足立区役所 区政情報課 03-3880-5225			

(裏)
別表

区 分	単 位	金 額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	1 0 円
複写機により作成した写しの交付	A 3 判以下のもの カラーコピー 1 面	1 0 円 5 0 円
電磁的記録を印刷物として出力したものの交付	A 3 判以下のもの 1 面	1 0 円
C D—Rに複写したものの交付	1 枚	1 0 0 円
U S Bメモリーに複写したものの交付	1 個	1, 0 0 0 円
写しの郵送に要する費用	実費相当額	

備考

- 1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 用紙の規格は、日本産業規格による。

区 政 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

(提出先)

- ☐ 足立区長
☐ 足立区教育委員会
☐ 足立区選挙管理委員会
☐ 足立区監査委員
☐ 足立区農業委員会
 (上記[レ]印を付した実施機関に
 対して請求します)

請求者 氏名

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

住所

電話

[団体の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号]

連絡先 氏名

電話

[団体の場合は、担当者の氏名、電話番号]

足立区情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請 求 の 内 容	区政情報の具体的な名称又は知りたい事項を具体的に記入して下さい。		
開示の方法	1. 閲覧	2. 視聴	3. 写しの交付 ()
開示を請求する理由・目的			
*受付場所	1. 区政情報課	2. その他 ()	
(注意)	1. 開示を請求する理由・目的は、差し支えなければ記入して下さい。 2. *の欄は記入の必要はありません。		
○この請求書のコピーは区政情報開示請求書の控えです。 ○この請求に対する決定は請求(收受日)の翌日から起算して、14日以内に行い、速やかに文書により通知します。 【電話等により通知し、決定文書は閲覧又は写しの交付時にお渡しすることがあります。】 ○この請求に対する決定が条例所定の期間内にされない場合は、開示の請求に係る区政情報について不開示決定がされたものとみなすことができます。 ○開示の請求に係る区政情報の開示の実施に要する費用は、請求者の負担となります。	○この写しは、決定通知書がお手元に届くまで(電話等による決定連絡の場合は、閲覧又は写しの交付時まで)は保管して下さい。		
		収受印	

(旧)

第6号様式 (第5条関係)

*整理番号							
区政情報開示請求に係る意見照会書		足 年 月 日		収 第 号			
様		実 施 機 関					
(あなた、貴社等) に関する情報が含まれている区政情報について、足立区情報公開条例 (平成 12 年足立区条例第 91 号) 第 6 条の規定による開示請求があり、当該区政情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、お手数ですが、当該区政情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「区政情報開示等決定に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。							
開示請求のあった 区政情報の名称等							
区政情報に記載されている情報の内容							
回答の期限	年 月 日までに到着するようお願いいたします。						
担 当 課	所属 電話		内線				

(新)

第 6 号様式 (第 5 条関係)

*整理番号							
区政情報開示請求に係る意見照会書							
足 年		収 第		号 日			
様							
実 施 機 関							
(あなた、貴社等) に関する情報が含まれている区政情報について、足立区情報公開条例 (平成 12 年足立区条例第 91 号) 第 6 条の規定による開示請求があり、当該区政情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、お手数ですが、当該区政情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「区政情報開示等決定に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。							
開 示 請 求 の あ っ た 区 政 情 報 の 名 称 等							
区政情報に記載されている情報の内容							
回答の期限		年 月 日までに到着するようお願いいたします。					
担 当 課		所属 電話 内線					

情報公開制度 運用の手引き

(改訂案) 【該当箇所抜粋】

令和●年●月・改訂

足立区政情報課
(Ver. 32. 12)

☆利用者の責務（第5条）

この条例の規定に基づき、区政情報の開示を受けようとする者は、この条例の目的に即して区政情報の開示を求める権利を適正に行使するとともに、その権利の行使によって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の健全な運用を図るために、区政情報の開示を受けようとする者と、開示を受けた者の負うべき責務を定めたものである。権利の濫用にあたりうるような区政情報行政文書の開示請求は、行政事務の停滞をもたらし、情報公開制度の利益を損なう事態となるため、適切に対応する必要がある。

【解釈】

- 1 本条は、この条例によって保障された権利を行使する際の利用者の責務について規定しているものである。
- 2 この条例の規定に基づいて区政情報の閲覧をし、又はその写しの交付を受けようとする者は、他の利用者に迷惑をかけることのないよう、また、不当に大量な請求を行うようなことのないよう、その請求権を情報公開の理念に即して、適正に行使しなければならない責務を負うものである。
- 3 この条例の規定に基づいて区政情報の閲覧をし、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を使って、第三者の権利を不当に侵害することのないよう、社会の良識に従って使用しなければならぬという趣旨である。いやしくも、当該情報を濫用して、区民生活や企業活動を不当に侵害すること、社会的な不正を引き起こすことは許されないものである。第三者の平穏な社会生活や事業活動を妨害することのないよう、自重を求めたものである。
- 4 「この条例の目的に即し」とは、第1条に掲げる、区民への説明責任を果たすことを通して住民参加の促進、区と区民との信頼関係の強化、公正で透明な区政を実現するという目的に従ってという趣旨である。開示請求権は条例の目的に即して行使されるべきであり、目的を逸脱する権利行使は権利の濫用として認められない。
- 5 権利の濫用が許されないことは法の一般原則であり、開示請求が権利の濫用に当たる場合には、実施機関は当該請求を拒否することができる。そして、開示請求が権利の濫用に当たるかどうかは、開示請求の意図及び目的、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障並びに区民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上相当と認められる範囲を超えるかどうかによって決すべきものである。
- 6 「開示を求める権利を適正に行使する」とは、不適正な開示請求権の行使により、実施機関の事務を不当に混乱又は停滞させることは、認められるものではないという趣旨である。
- 7 「適正に使用しなければならない」とは、区政情報の開示を受けた者は、当該開示によって得た情報を、社会の良識に従って使用しなければならないという趣旨である。すなわち、本条例は、情報公開制度の利用者に対して、利用者が得た情報を区民の区政への参加の促進等、この制度の趣旨及び目的に沿って利用することを期待しているのである。

【運用】

1 開示請求の目的が、区政情報公文書の開示の実施以外にあることが明らかに認められるとき等、以下の類型に該当する開示請求については、条例の目的から著しく逸脱するものとして、足立区情報公開条例施行規則第2条の2の規定により開示請求を却下する(全部不開示)決定をすることができる。なお、開示請求を却下する決定については、請求の目的、請求の内容、請求者の言動、過去の開示の実施状況、費用の納付状況、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した上で判断されるのであって、同決定の際には開示請求の正当な権利を妨げることもないよう十分に注意し、安易に開示請求を拒否するような運用は厳に慎まなければならない。

(1) 当該開示請求の目的が開示の実施以外であることが明らかに認められるとき。

例：特定職員への誹謗、中傷を記載した請求を繰り返し返し、特定職員の作成した書類を全て請求する、特定職員に対する威圧、攻撃などを開示請求の目的とするとき

例：開示請求者に対する対応の仕方が悪いと感じた職員の経歴・略歴・出勤状況の分かる文書等を開示請求し、これによって得た情報を基に、当該職員を侮辱するような発言を繰り返すとき。

例：開示請求により得た区政情報公文書に誤記があった場合に、内容に影響がないような些細なものであっても、区政情報公文書を作成した職員に頻繁に電話をかけ謝罪を要求したり、罵声を浴びせる行為を繰り返すとき。

(2) 当該開示請求より前に開示請求を行い、正当な理由なく条例第13条第2項が定める期間内に開示を受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用の納付をしないことを繰り返し返すとき。

例：過去の開示決定において、正当な理由なく閲覧等をしていない行為を繰り返し行った者が、開示の実施に要する費用を納付せず、納付要請に応じないとき。(ただし、過去の開示費用の納付が完了したときはこの限りではない)

(3) 開示の実施を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。

例：開示決定を受けたにもかかわらず、正当な理由なく閲覧等開示を受けずに、新たな開示請求を繰り返し返すとき。

例：条例第11条第6項に規定する期限内に決定した開示資料について、正当な理由なく費用を納付せず閲覧等をしていない行為を繰り返すとき。

(4) 当該開示請求より前に行った開示請求の実施を受ける時又は当該開示請求の手続きの時に、不適正な行為を繰り返すとき。

例：「区政情報行政文書をほとんど閲覧せずに立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張する」、「開示日程を正当な理由なく一方的にキャンセルする」、「特定の職員による対応を強要する」、「長時間にわたって職員の応対を強要する」又は「区政情報行政文書等の作成を強要する」などの行為を繰り返すとき。

(5) 同一文書の開示請求を正当な理由なく繰り返し返すとき。

例：現に審査請求を提起している開示決定等に係る区政情報行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、新たに開示請求を行うとき。

例：請求内容を多少変えるなどしても客観的に見て対象区政情報公文書が同一であることが明らかでない開示請求を繰り返し返すとき。また、存在しないことを請求人自身が承知している文書の開示請求を繰り返すとき。

例：既に写しの交付により開示を受けた文書と同一の文書について、閲覧の方法による開示を求めるとき。(ただし、原本確認の必要性が客観的に認められる等の場合には正当な理由があ

ると判断される余地もある。)

例：不開示決定を妥当とする裁決の後に再び不開示請求を行うなど、審査請求に対する裁決が行われた不開示決定等に係る区政情報行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、実益のない新たな不開示請求を行うとき。

- 2 足立区情報公開条例施行規則第2条の2の規定により不開示請求を却下する決定（全部不開示決定）をしようとする場合には以下の続きを行う。

(1) 不開示請求の受付

受付は通常とおり行う。ただし、職員に対する誹謗中傷や開示を受けることを目的としていない旨の発言がある場合には、発言内容を記録する。

(2) 審査

① 区政情報課長は過去の不開示請求の内容、開示の実施、費用の納付状況により、権利の濫用と認める場合には、開示に応じない旨の決定通知書を作成する。

② 開示資料保有課長は過去の不開示請求内容、窓口や電話等の言動により権利の濫用と認める場合には、区政情報課長協議のうえ開示に応じない旨の決定通知書を作成する。

(3) 決定通知書の作成

① 3号様式の「区政情報の開示をしない旨の決定通知書」を使用する。

② 決定区分は「全部不開示」とする。

③ 理由欄に理由を具体的に記載する。

④ 事案決定は、実施機関の長に事情を説明し、部長決定とする。

(4) 不開示請求の却下の報告

開示請求の不服の申立期間終了後、足立区情報公開・個人情報保護審議会に、不開示理由など決定の経緯について報告する。報告は請求者のプライバシーに十分配慮して行うこと。

3 大量の区政情報行政文書の開示請求について

対象区政情報行政文書が大量であることのみを理由として不開示請求を拒否することはできず、条例第11条第2項又は第12条の規定による不開示決定等の期間の延長を行うことにより対応する。

抽象的な請求内容であるため、対象区政情報行政文書が大量になる場合には、請求者に区が保有する区政情報行政文書の見出し等を示し、対象文書名を具体的に記載することや対象期間の絞り込みを依頼するなど、請求者と十分に対話を行う必要がある。

4 区政情報の開示を受ける場合において、区政情報を閲覧する者は、当該区政情報を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。この規定に違反する者に対しては、区政情報の閲覧等の中止又は禁止を命じることができることとした（規則第4条第2項及び第3項）。

5 職員は、情報公開制度の健全な発展のためにも、区政情報の不適正使用の未然の防止に努めるとともに、区民に対し適正使用の啓発に努めるものとする。

職員は、区政情報を請求者に開示するときは、その者に対して、この条例によって得た情報を第三者の権利を侵害することのないように適正に使用するように指導するものとする。

第2章 区政情報の開示（第6条～第14条）

☆区政情報の開示を請求できるもの（第6条）

何人も、実施機関に対して区政情報の開示を請求することができる。

【趣 旨】

本条は、この条例に基づく区政情報の開示を請求できるものに制限を設けない旨を定めたものである。

【解 釈】

- 1 この条例で認められている権利は、「区政情報の開示の請求」であり、具体的には、第2条第3項で定義されている「区政情報の閲覧」及び「区政情報の写しの交付」を請求する権利をいう。
したがって、実施機関は、請求があった場合、第8条各号に規定する区政情報（不開示情報）に該当する場合を除き、当該区政情報を閲覧に供し、又はその写しの交付を行う義務を負うものである。これらの権利を行使するに当たっては、両者を同時に行行使することも、いずれか一方を行使することもできる。
- 2 本条により、区政情報の開示を請求し不開示の決定を受けたときに、開示請求者は、実施機関に対して、本条例及び行政不服審査法の定めるところに従い、審査請求することができる。つまり、この条例に基づく情報公開は、請求者の権利保障制度である点で、行政サービスとして行なわれる情報提供と異なる。
- 3 今日、情報は、全国はいうに及ばず、国際的規模にまで広がっており、各自治体の情報も、その自治体の住民に限らず、他の自治体やその住民との間においても、有機的つながりをもって活用されている。現に、足立区においても区の収集している情報は、区内に限らず、国、都等、海外との都市提携に向けては外国にまでその範囲が及んでいる状況もあり、区政情報の開示を請求できるものに制限を設けないこととし、何人に対しても公開すべきものとした。
- 4 区政情報の開示を請求するために必要な行為能力がある人であれば、年齢、性別、国籍などは問わない。
- 5 本条は、平成22年4月に情報公開法にない開示請求者の範囲を明確に「何人」に改正している。
なお、従前においては請求理由を具体的に明示すれば開示請求ができる規定があり、実質的には「何人」にも開示請求を認めていたものである。

【運用】

「区政情報の閲覧」及び「区政情報の写しの交付」以外の区政情報の貸出し等の方法による開示請求については、この条例に定めるところではなく、実施機関はこれに応じる法的義務を負わないものである。その請求に応じるか否かは、当該区政情報の内容、請求の趣旨、目的を考慮のうえ、個別に判断するものとする。また、この条例の対象である区政情報以外の情報に対する開示請求についても、この条例の定めるところではない。この場合、実施機関は、この条例の趣旨に鑑み、支障のない限りその請求に応じるよう努めなければならない。

☆区政情報の開示の請求方法（第7条）

- 1 区政情報の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 開示を請求しようとする区政情報名又は区政情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項
- 2 実施機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、区政情報の開示請求に関して、具体的な手続きを定めたものである。

【解 釈】

- 1 区政情報の開示請求は、請求者の権利行使として、開示等の決定という行政処分を法的に求める申請手続きであり、しかも不開示決定等（一部開示、不存在及び存否応答拒否の決定を含む。）の場合には、審査請求、訴訟にまで発展する可能性があることを考慮して、その事実関係を明瞭にするとともに、手続きに正確を期すため、必要な事項を記載した請求書により行なうものである。
- 2 区政情報の開示を請求しようとするものは、規則第2条に定める区政情報開示請求書（1号様式）を実施機関に提出しなければならないものとする。
- 3 第1項各号は、請求書に記載すべき事項を定めたものである。
 - (1) 本項各号に掲げる事項は、請求書に記載すべき必要の記載事項であり、これらの記載は、実施機関が請求書を受理する上での要件となるものである。
 - (2) 第2号に規定する「開示を請求しようとする区政情報名」については、区政情報の件名を記載することを原則とするが、実施機関の職員が、請求に係る区政情報を特定できる程度の記載があればよいものとする。
 - (3) 「実施機関が定める事項」とは、「開示の方法」、「電話」である。

【運 用】

- 1 請求の受付窓口については、①事務の統一的運営と能率的処理が必要なこと、②利用者の利便を図ること、③情報の特定が必要なこと、④費用の徴収が簡単なこと、などの理由により他の実施機関への請求も含めて、原則として区政情報課で行う。
しかしながら、請求に係る区政情報を保有する課（以下「所管課」という。）に直接請求があつた場合には、請求者の利便を考慮して、区政情報課と連絡のうえ、当該所管課において、請求書の受けを行うものとする。
- 2 次に掲げる区政情報の請求があつた場合は、請求者に本条例の対象とならない旨説明し、情報提供その他の方法により対応する。本条例の対象とならない旨を説明しても開示請求が取り下げられない場合は、開示をしない旨の決定（全部不開示決定）を行うこととなる。請求の受け付けを行わないものとする。

- (1) 請求の対象が、第2条第2項に規定する区政情報以外のものである場合
- (2) 請求に係る区政情報が、第20条に規定するものであって、条例の適用を受けないものである場合

記のついでに該当する」とし、請求の受付けを付かない場合には、請求者に申し受け付けを行なう理由を示すと共に、情報提供その他の方法により適切な対応に努めるものとする。

3 請求の受付事務は、次の要領で処理するものとする。

(1) 開示請求に係る区政情報の相談・検索

ア 開示請求に係る区政情報の特定に必要な事項の聴き取りを十分に行う。

イ 開示請求のあった区政情報については、文書目録等により検索する。

なお、請求者は、通常行政の実務に通じていないので、相談、案内等について、十分協力することが必要である。

(2) 本条例に基づく請求であることの確認

請求された区政情報が、本条例に基づかなければならないものであるかどうかを確認する。

ア 請求に係る区政情報が第20条（他の法令等との調整等）に規定するものに該当する場合は、区政情報の開示についてはこの条例の適用がないので、個別法令に基づく閲覧等に係るものである場合は、それぞれの担当課へ案内するものとする。

イ 情報提供により、容易に入手できるものであるときは、その旨を説明し、情報提供で対応するものとする。

(3) 所管課との連絡

所管課に電話等で連絡し、当該区政情報の有無の確認、当該区政情報の件名又は内容等についての特定を行う。なお、開示請求のあった区政情報が当該区政情報を作成した課及び取得した課のいずれにも存在するときは、当該区政情報を当初に作成した課をもって所管とする。

(4) 請求書の記載に不備がある場合には、可能な限り補正することとし、不備を理由に受け付けを拒んではならない。請求書の記載事項に書き漏れ、誤り、不明確な点がないか等のチェックを行い、不備がある場合は、その部分を補正又は補筆するよう求めるものとする。

(5) 区政情報課又は所管課が以上の手続きのあと、請求書を受け付けたときは、文書管理規定の定めるところにより收受し、当該請求書に収受印を押印し、整理番号を記載したうえで、当該請求書の写しを請求者に交付する。この際、請求に係る区政情報の開示等の決定及びその他の開示手続き等について請求者に説明する。

4 郵送、ファクシミリ又は電話等による請求の取扱い

(1) 請求書が郵送された場合

請求者の利便を図るため、郵送による請求を認めるものとする。請求書が郵送された場合も、「3」の受け付けの要領と同様に処理するが、記載事項に不備があり、補正が必要な場合には、請求者に電話等で確認のうえ、職員が補正する。なお、請求書の写しは郵送により送付することとなるが、この場合「6」の「請求者に対する説明」事項を記載した書面を同封するものとする。

(2) ファクシミリによる請求の場合

郵送による請求と同様、ファクシミリによる請求も認めるものとする。ファクシミリによる請求は、区政情報課においてのみ受け付けるものとする。受け付けについても郵送による場合と同様とし、記載事項に不備があり補正が必要な場合には、請求者に電話等で確認のうえ、職員が補正する。請求書の写しについては、請求者に確認の上、「請求者に対する説明」事項を記載した書面とともに郵送又はファクシミリにより送付する。

(3) 口頭又は電話による請求の場合

開示請求は書面によることとしているため、口頭又は電話による請求は認められない。請求の受付担当員は、口頭又は電話による請求があったときは、請求は文書によることが原則であることを説明し、請求書により請求するよう指導するものとする。

ただし、自ら文書による請求が不可能な請求者に対しては、口頭による請求を認めることとし、受付けにおいて口述筆記し、請求者にその確認を得るものとする。これは、字を書くことが困難な視力障がい者や高齢者等の請求に対して配慮したものである。

(4) 電子申請による請求の場合

オンライン化条例により、電子申請による請求も認められる。電子申請による請求は、区政情報課において受信した内容を入力したものを請求書とみなし、受け付けるものとする。記載事項に不備があり補正が必要な場合には、請求者にメール等で確認のうえ、職員が補正する。請求書の写しについては、請求者が送信内容を確認できるため、送付しないものとし、整理番号及び「請求者に対する説明」の内容を、インターネットを利用して請求者に通知する。

5 請求書の受付に当たっては、次の項目について確認するとともに、必要があれば請求者に訂正又は補正を求めるものとする。

(1) 「請求者、住所、氏名、電話、名称（連絡先）、電話」の欄

ア 請求に対する決定通知書の送付先となるので、正確に記載されているかどうかを確認する。「名称（連絡先）、電話」欄は、会社等に勤務している人の場合及び事務所、作業所と自宅の住所が異なる場合等は、すぐに連絡できる態勢が必要なのでここの記載を求める。

イ 「請求者」欄は、記名のみとし、押印は必要としない。

(2) 区政情報の開示に係る「請求の内容」欄

ア 「請求の内容」欄は、請求する区政情報が検索できる程度に、具体的に記載されていることを確認する。

イ 1 枚の請求書には、原則 1 件の請求内容のみを記載するよう指導する。ただし、区政情報を保有する所管課が同じ場合や請求内容が相互に関連する場合など、請求書を複数枚提出することとで、かえって請求者及び所管課が請求内容を把握することが困難となる場合には、1 枚の請求書に複数の請求内容を記載するようにする。

(3) 「開示の方法」の区分欄

請求の内容が区政情報の閲覧、視聴又は写しの交付のいずれか、その区分がわかるように番号を〇で囲んであるかを確認する。

6 請求者に対する説明

請求書の写しの交付に当たっては、次の事項について請求者に説明し、十分理解を得られるよう努めるものとする。

(1) 開示等の決定期間について

ア 請求に係る区政情報の検索、不開示情報に該当するか否かの決定、さらに第三者情報については、意見聴取等の手続きが必要な場合もあることから、決定には一定の日時を要すること。

イ 請求に係る区政情報の開示等の決定は、速やかに行なうが、条例上、請求書の受理から決定までは、原則として受け付けの翌日から起算して 14 日以内に行なうこととしている。また、やむを得ない場合は、14 日を超える場合があること、その場合には延長する期間を 46 日を限度として決定期間延長通知書により通知すること。

また、開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日から 60 日以内にその全てについて第 11 条第 1 項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第 11 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、実施機関は開示請求に係

る区政情報のうち相当の部分につき 14 日以内に第 11 条第 1 項の決定をし、残りの区政情報については相当の期間内に決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は 14 日以内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を「区政情報開示等決定期間特別延長」の書面により通知しなければならない。

(7) 特別延長をする旨及びその理由

(4) 残りの区政情報についての決定をする期間

ウ 決定は 14 日以内であり、所管課が決定次第、区政情報課は直ちに決定通知書を送付するものであるが、当日、決定が遅くなった場合は、郵便局の消印が決定日以降になることがあること。郵便事情により、請求者の手元に決定通知書が届くのが遅れることもありうると考えられること等を説明するものとする。

(2) 決定通知書

開示等の決定内容は、原則書面により通知すること。区政情報を開示する場合の日時及び場所は、区政情報開示等決定通知書により通知すること。

(3) 費用の負担について

閲覧のために写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合は、当該写しの作成又は被覆の処理に要する費用を徴収すること。また、写しの交付を請求した場合は、当該写しの作成に要する費用（郵送希望の場合には郵送料を含む。）を徴収すること。

7 受付後の請求書の取扱い

受け付けた請求書の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 区政情報課において受け付けた場合には、所管課に請求書を受け付けた旨を連絡し、所定の事案処理を行い、請求書の写し（原本）を所管課長に送付する。ただし、所管課が本庁舎以外の場合には、PDFデータを庁内メールで送付する。

(2) 所管課において受け付けた場合には、区政情報課に対し、請求書を受け付けた旨を連絡し整理番号を確認の上、所定の事案処理を行い、請求書の写しを区政情報課長に送付する。

(3) 区政情報課又は所管課のいずれかにおいて受け付けた日をもって、第 11 条第 1 項に規定する請求書を受理した日として取り扱うものとする。

☆個人に関する情報（第8条第1号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録で作られる記録をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（個人情報保護法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、基本的人権としての個人の尊厳を守るという観点から、特定の個人が識別されるような情報が記録されている区政情報は、原則として不開示とすることを定めたものである。

【解釈】

1 知る権利の保障と個人のプライバシーを最大限に保護するという、相異なった要請をどのように調整するかという問題について、本号は、個人に関する情報で特定の個人が識別されるものを原則として不開示とする方針を明確に規定している。

2 プライバシーに関する情報と個人に関する情報とは同一ではなく、プライバシーに関する情報の範囲は、個人に関する情報の範囲より狭いと考えられる。プライバシーの内容や保護されるべきプライバシーの範囲が何であるかについては、時代や地域、個人の意識等によって千差万別であり、一律に確定することは困難である。

そこで、本号本文では、プライバシー保護に慎重を期すため、誰が考えても明らかにプライバシーと判別できる場合はもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、特定の個人が識別されうる個人に関する情報は、原則不開示とした。

その一方で、個人に関する情報をすべて不開示としたのでは、実態にそぐわない場合があるので、本号ただし書において、法令等の定めるところにより何人でも閲覧することができる情報、実施機関が保有している情報で公表を目的としているもの、開示することが公益上必要であると認められるも

の等については、開示することとした。

3 本号による不開示情報は、次の二つの要件から成り立っている。

- (1) 個人に関する情報であること。
- (2) 特定の個人が識別されうる情報であること。

4 本号において不開示とされる個人に関する情報とは、特定個人が識別可能な情報すべてではなく「個人に関する情報」である。個人の「プライバシー」という概念では「他人に知られたくない」等の主観的な要素を含むことから、より客観的に捉え得る「個人に関する情報」という概念を用いたのである。

「個人に関する情報」とは、個人としての人間生活に関する情報であって、プライバシーであることが明らかである情報のほか、開示することにより、プライバシーを侵害するおそれのある情報まで含むものである。「事業を営む個人の当該事業に関する情報」も、「個人に関する情報」ではあるが、企業に関する情報に類するものであるから、ここから除外し本条第2号で判断すべきものである。ただし、事業を営む個人であっても、当該事業とは無関係な個人に関する情報(例、家族状況等)は、本号に照らして開示か否かの判断をするものとする。個人情報保護法により、「個人情報」に該当するため、注意が必要である。

「個人に関する情報」としては、次のようなものが考えられ、個人に関する情報のほとんどが個人情報に含まれると考えられる。

- (1) 個人の身上などの戸籍的事項に関する情報
氏名、性別、生年月日、住所、国籍、本籍、養子縁組、結婚歴、続柄等
- (2) 個人の経歴、能力等に関する情報
学歴、学校名、会社名、受賞歴、成績等
- (3) 個人の心身に関する情報
身体状況、病歴、障害の有無及び程度、検査等
- (4) 個人の経済生活に関する情報
所得、資産状況、納税額、公的扶助の受給の有無等
- (5) 個人の思想、信条、主張等に関する情報
支持政党、宗教、主義・主張等
- (6) 個人の家庭生活に関する情報
家族構成、扶養関係、同居別居の別、住居の間取り、家庭の状況、日課等
- (7) 個人の社会的な活動に関する情報
団体への加入の有無、社会的活動への参加等の有無、参加内容等
- (8) その他個人に関する情報
趣味、し好、苦情、相談等

5 「特定の個人が識別することができる」とは、特定個人が当該情報の内容から判別でき、又は判別できる可能性があることをいう。通常、ある情報が誰についてのものであるかがわかるのは、氏名及び住所によるが、氏名等の記載がない場合又は氏名等を削除した場合であっても、他の部分からなお特定の個人が識別されうるものについては、その部分を不開示とせざるを得ないものである。

個人に関する情報であっても、それが誰についての情報であるかがわからなければ、開示してもプライバシー侵害の問題は発生しないと考えられることから、特定の個人が識別され得ないものについては、開示することとした。

なお、氏名、住所等を削除することにより、特定の個人が識別されうることなく区政情報の一部を開示できるときは、区政情報から当該氏名、住所等を削除（墨塗り）して開示することとした。

6 本号ただし書による不開示とすることができない情報は、次のとおりである。

(1) ただし書「ア」

「法令等」とは、法律、政令、府令、省令、その他の命令（法律の個別規定に基づき解釈通達を含む。）又は条例及びこれらの委任を受けた規則をいう。

「法令等の規定により……公にされ」とは、法令等の規定により何人でも容易に入手することができる状態にあることをいう。

「慣行として公にされ」とは、従来から慣行上公表されており、かつ、今後公表してもそれが他人に知られたいない情報でないことが確実な情報をいう。

「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては公にされていないが、公にすることが予定されている情報をいう。

（「ア」の具体例）

法人役員名（商業登記法第10条）、叙勲者名簿、中央省庁の職員録、被表彰者名簿、附属機関委員名簿、民生委員名簿、各種講座・研修等の講師名等

(2) ただし書「イ」

個人に関する情報は、最大限に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合がある。そこで、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、開示することとしたものである。

(3) ただし書「ウ」

個人に関する情報であっても、公務員に関するものは、区の説明責任を果たす意味からも開示することとしたものである。

「公務員等の職務遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。したがって、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報等は、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

なお、「公務員等」には、国会議員及び地方議会議員を含む。

7 本条に規定する不開示情報は、請求者が誰であるかにかかわらず、開示・不開示の判断をするものである。したがって、「個人に関する情報」について、請求者本人が自己の情報の開示を請求した場合及び第三者が本人の同意を得て開示を請求した場合であっても、これらの請求は本号により不開示とすることができる。

個人情報に係る本人からの開示請求については、第20条第1号の規定により、本条例は適用せず。個人情報保護法の定めるところによることとなる。

【運用】

- 1 個人に関する情報は、一度開示されると、当該個人に対して回復することができない損害を与えることがあるので、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、最大限に尊重するものとする。
- 2 死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害となりうることを等と考慮すると、「個人」には死者の情報が含まれうることに留意する。

法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

2号は、開示することにより法人等（事業を営む個人を含む。）の利益を明らかに損なうことを防止する観点から、不開示情報を定めるとともに、公益上の理由から、法人等に不利益を与えてもなお開示すべき事項について定めたものである。

【解釈】

1 区は、許認可、補助、調査等の事務事業を通じて、法人等の情報を収集しており、区が保有する情報は、法人等から収集したものであつても、開示することが原則である。

しかしながら、法人等には、社会の構成員として自由な事業活動が認められており、生産技術、経営営業、信用、人事等のもつぱら法人内部の情報で他に知られたくないものがある。このため、これらの情報を開示することにより、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報については、2号アにより例外的に不開示することを定めたものである。

また、実施機関が、法人等から「開示しないとの条件で任意に提供されたもの」については、2号イにより例外的に不開示とすることを定めた。

本号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なものについては、公益を優先する立場から原則に戻り開示しなければならないとしたものである。

2 2号本文による不開示情報は、次の要件から成り立っている。

① 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であること。

②-1 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること。

②-2 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

3 「法人」とは、商法上の営利法人のほか、社会福祉法人、医療法人、宗教法人、学校法人等を含むものであるが、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人に関する情報については、その内容が行政の活動として区固有の情報と同じ性質のものであるので、同条第3号で対応することとし、2号の法人の範囲から除外することとした。

4 「その他の団体」とは、法人格を有していないが、団体としての名称、規約、代表者の定めがある

等運営の主要な点が確定していて、団体としての実体を有するものをいう。具体的には、町会・自治会、消費者団体、女性団体等をいう。

5 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（例：物品販売業、医業等）を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

6 「当該事業に関する情報」とは、事業活動に関する情報のほか、事業用資産、事業所得等に関する情報（その他、間接的に事業に関わるものを含む。）を含むが、当該事業と関係のない個人に関する情報（家族状況、非事業用資産等）は、前号（第1号）の判断の対象となる。

7 「正当な利益を害するおそれがある」とは、開示することによって、法人等又は事業を営む個人に、技術開発上の支障、営業・経営上の支障、内部管理上の支障、信用上の支障等を生じさせるおそれがある場合をいう。

開示請求に係る情報が「正当な利益を害するおそれがある」情報に該当するか否かは、当該情報の内容のみではなく、法人等の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け、開示される情報と法人等の不利益との因果関係についても十分考慮して、慎重に判断しなければならない。この判断が困難な場合は、第12条の規定により、開示する場合における不利益の有無、程度等について、当該法人等の意見聴取をするなど、事前に十分な調査を行うことにより客観的に判断するよう努めるものとする。

8 2号イについて

(1) 「実施機関の要請」について

法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

(2) 「を受けて」について

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

(3) 「開示しない」について

個人情報保護法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味も含む。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(4) 「法人等又は個人における通例」について

法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしてだけではない。

(5) 「開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること」について

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されている等の事情がある場合には、これに当たらない。

9 ただし書について

(1) 法人等の事業活動は、広く人々の生活に係る社会性をもっており、それだけに公害防止や消費者保護等に積極的に努めるべき社会的責任がある。そこで、区政情報の開示が法人等に営業的・経済的不利益をもたらす場合であっても、公害防止や消費者保護等のため必要であれば、その公共性を優先させることになる。

(2) 本号ただし書は、法人等の事業活動が原因となって現に発生している危害又は将来発生するであ

- ることが確実である危害から、「人の生命、健康、生活又は財産」を保護するためには、法人等の利益を損なうおそれがあっても、当該情報を開示する場合があることを示したものである。
- (3) 本号ただし書を適用する場合には、法人等に不利益を与えることになるので、個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため必要十分な範囲で、開示することによる利益と不利益を慎重に比較衡量したうえで客観的な資料、材料をもとに慎重かつ公正に判断しなければならないものである。
- (4) 本号ただし書に該当し、公にすることが必要であると認められる情報の例としては、食中毒発生施設名と事件の概要等が挙げられる。
- なお、食品衛生法第 69 条の規定により、足立区が食品衛生法違反者に対して行政処分又は書面による行政指導を行った件について、区のホームページにおいて公表している。

☆区政情報の一部開示（第9条）

実施機関は、開示の請求に係る区政情報に、前条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、不開示情報を除いて区政情報の開示をしなければならない。

【趣旨】

本条は、区政情報の開示・不開示を決定する場合において、開示しない部分（不開示情報）を除いて、請求のあった区政情報の一部を開示することについて定めたものである。

【解釈】

本条は、請求のあった区政情報の一部に条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合、開示を原則とする立場からできる限り開示するため、当該区政情報の全体を不開示とするのではなく、開示しない部分を可能な限り区分し、その他の部分について開示することとしたものである。

【運用】

1 一部開示は、開示原則の理念から導かれるものであり、また、区政情報の開示を求める権利から要請されるものである。したがって、一部開示を行うか否かは請求者の権利義務に関わる問題であるので、請求の趣旨を十分に考慮し、慎重に対応することが要求される。

2 一部開示の判断に当たっては、必要に応じ、請求者に対して電話等で請求の趣旨、一部開示を望むか否か等を確認し、できる限りその趣旨が達せられるよう配慮することが望ましい。

3 一部開示の方法は次のとおりとする。

(1) 開示部分と不開示部分が異なるページにあるとき

開示部分のみを閲覧等に従することとする。ただし、記載内容の全てが不開示部分であるページについても、請求者の請求の趣旨や、対象として特定した区政情報の連続性、一体性等を十分に考慮し、閲覧等に従するか否かを判断すること。

(2) 開示部分と不開示部分が同一ページに記録されているとき

区政情報を電子複写機で複写し、不開示部分をマジック等により黒く塗りつぶし、それを再度、電子複写機で複写する。複写した開示部分のみを閲覧等に従するものとする。

☆区政情報の開示の決定及び通知（第 11 条）

- 1 実施機関は、開示請求書を受理したときは、開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不
存在及び存否応答拒否を含む。）の決定は速やかに行うものとし、開示請求があった日から 14
日以内に、開示の請求に係る区政情報の開示等を決定しなければならない。ただし、第 7 条第
2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入し
ない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し遅滞なく書面により通知しなけれ
ばならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、
同項に規定する期間を 46 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、
開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第 1 項の規定により開示しない旨の決定（区政情報の一部を開示しない旨の決
定を含む。以下「不開示決定」という。）をするときは、第 2 項の規定による通知書に不開示
の理由を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、不開示決定をする場合において、不開示でなくなる期日が明らかであるときは、
その旨を開示請求者に通知するものとする。
- 6 開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日から 60 日以内にその
全てについて第 1 項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場
合には、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る区政情報のうち
相当の部分につき当該期間内に第 1 項の決定をし、残りの区政情報については相当の期間内に
第 1 項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、
開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) 本項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの区政情報について第 1 項の決定をする期限
- 7 開示請求者は、第 1 項に規定する期間内に開示等の決定がされない場合であつて第 3 項の規
定による期間の延長がされないとき又は同項に規定する延長後の期間内に開示等の決定がされ
ないときには、前項後段の規定による通知を受けた場合を除き、実施機関が開示の請求に係る
区政情報について不開示決定をしたものとみなすことができる。
- 8 開示請求者は、第 6 項第 2 号の期限内に開示等の決定がされない場合には、実施機関が同項
の残りの区政情報について不開示決定をしたものとみなすことができる。

【趣 旨】

本条は、請求書を受理した場合に、請求に係る区政情報の開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、
不存在、存否応答拒否を含む。）の決定及び通知に関して、その内容及び手続を定めたものである。

【解 釈】

1 第 1 項関係

- (1) 開示請求書を受理したときは、開示等の決定は速やかに行うものとし、受理した日の翌日から起
算して 14 日以内に決定することを義務付けたものである。

- (2) 「受理」とは、請求が適法なものであると実施機関が判断し受領する行為をいい、請求行為の有効性を判断する点において一種の実施機関の意思行為であるが、準法律行為的行政行為である。本制度においては、提出された請求書に第7条に規定する事項の記載があれば受理することになる。したがって、区政情報課又は所管課において請求書を受け付けた日を受理した日とする。郵送、ファクシミリ又は電子申請による請求の場合は、請求書（電子申請による場合は、受信内容）が区政情報課に到達した日を受理した日とする。

なお、請求書に形式上の不備があり、補正したときは、補正を求めた日（補正通知を発送した日等）の翌日から、補正が完了した日までの日数は、本項に規定する期間に算入しない、を受理した日とする。

- (3) 「開示等」とは、実施機関の決定の種類を意味し、これには全部開示、一部開示、全部不開示、不存在、存否応答拒否の5種類がある。

- (4) 期間の起算日及び満了日については、請求書を受理した日の翌日から起算して、最後の日を満了日とする。ただし、期間の末日が休日になるときは、その翌日をもって満了日とする（民法第142条）。

なお、「14日以内」とは開示等の決定をするまでの期間を示し、通知に要する日数は含まない。

- (5) 開示等の決定は、より迅速にする必要があり、速やかに当該区政情報を開示するか否かの決定をするものとするが、開示請求の対象とされている区政情報の検索や、開示等の決定の判断等の事務処理、手続等に時間を要することも考えられるので、それらの状況等も勘案して、決定の期日は、遅くとも請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に行うことを義務付けたものである。

したがって、所管課において直ちに決定することができる場合は、速やかに決定することが望ましい。この14日という日数は、あくまでも決定期限の限界を設定したものであり、できるだけ早く開示等を決定することが本制度の趣旨にかなうものである。旧条例では、決定期間が14日以内となっていた点を考慮すると、特に複雑な事例や第三者情報が入っているなどの特別な事情のない限り、少なくとも14日以内に開示等の決定をしなければ、実施機関（所管課）の怠慢と非難されてもやむを得ないものである。

2 第2項関係

- (1) 開示の請求に対する決定をしたときは、請求者に対し、遅滞なくその内容を通知すべき旨を実施機関に義務付けたものである。

- (2) 開示等の決定は書面により行うものとし、規則第3条第1項に規定する「区政情報開示決定通知書」（第2号様式）又は同条2項に規定する「区政情報の開示をしない旨の決定通知書」（第3号様式）による。

3 第3項関係

- (1) 正当な理由により、第1項に規定する14日以内に決定することができないときは、この期間を延長することができることとしている。
- (2) 「正当な理由」とは、実施機関が区政情報の開示の請求に対して、開示等の決定をするよう誠実に努力しても、請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に当該決定をすることができない場合であって、次のような理由が挙げられる。
- ア 請求の内容が複雑で、14日以内に開示等の決定を行うことが困難であるとき。
- イ 国等の監査等のため、請求に係る区政情報が国等に提出されているとき。
- ウ 請求に係る区政情報に第三者情報が記録されているとき。
- エ 予測しえない事故が生じたとき。
- オ その他相当な理由があるとき。

なお、相当な理由の例としては、

- (7) 一度に多くの請求があり、短期間に文書の検索や開示の可否などを判断することが困難である場合。
- (4) 区政情報に二つ以上の課に関連する事柄が記録されているため、開示等の決定の判断に多数の当事者による調整を必要とする場合。
などが考えられる。

第1項で当初の決定期間が14日以内とされていることを考慮すれば、決定期間の延長は、請求者の立場に立つてできるだけ避けるべきである。

- (3) 所管課は決定期間を延長する場合、区政情報課に事前相談するものとする。
- (4) 延長する期間はそれぞれの事情によるが、46日（開示請求のあった日から60日）を限度とする。
- (5) 通知は書面により行うものとし、規則第3条第32項に規定する「区政情報開示等決定期間延長通知書」（第4号様式）によるものとする。
- (6) 決定期間を延長する場合は、その理由を書面に付記しなければならない。
- (7) この通知の発送時期については、特に規定はないが本項設定の趣旨を考慮した場合、14日以内に開示等の決定ができないことが確実になったときに、直ちに行うことが適当である。
- (8) 期間延長の通知の後に開示等の決定をしたときは、第2項の規定により、遅滞なく請求者に対し開示等の決定の通知をしなければならない。

4 第4項関係

- (1) 不開示決定（一部を開示しない旨の決定を含む。）をするときは、通知書に不開示の理由を付記しなければならない。これは、不開示決定が請求者に対する不利益処分となるので、適正な行政手続の観点から、その理由を明らかにすることを実施機関に義務付けたものである。
- (2) 「不開示の理由を付記しなければならない」とは、第8条の各号のいずれに該当するかなど、区政情報を開示することができない理由を、第2項に規定する書面に具体的に付記することを実施機関に義務付けるものである。

したがって、通知書に記載すべき不開示理由は、単に「第8条第●号に該当するため」というだけでは不十分で、いかなる理由で不開示と判断したか、「何々の理由により第8条第●●号に該当するため」というように、より具体的でわかりやすいものとしなければならない。

- (3) 不開示の理由を付記する場合において、不開示部分が相当数あり、しかもその理由が異なっているようなときは、不開示部分について不開示条項、不開示理由を整理して記載した資料（ヴァーシ・インデックス）を作成することができるものとする。これにより、審査請求がなされる際には、その範囲を特定することができるようになるなど、請求者の利便を図ることができる。

- (4) 不開示決定をした場合は、その通知書に不開示の理由を付記するとともに、行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条に基づき書面で以下の内容を教示しなければならない。

ア 行政不服審査法に基づく教示

処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過したとき及び処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。

イ 行政事件訴訟法に基づく教示

処分があったことを知った日から6箇月以内に区を被告として取消訴訟を提起することができる。

5 第5項関係

- (1) 本項は、時限秘に関する規定である。

(2) この規定は、請求のあった区政情報の不開示を決定した場合であっても、当該区政情報に記載されている情報が、一定の期間が過ぎると開示できるようになることが明らかであるときは、請求者の利便を図るため、不開示決定の通知をする際に、その理由と期日を併せて記載することとしたのである。

(3) 「不開示でなくなる期日が明らかであるとき」とは、開示原則の精神に即して、不開示決定の根拠、理由が将来の一定期日以降消滅することが確実であって、あらかじめ明示できる場合をいう。したがって、この「期日」とは、確定した年月日のことであって、到来するか否か分からないもの又は到来することが確実であってもその期日が不確実なものは、これに当たらない。

(4) この「期日」の付記は、開示できるようになる期日を教示するものであって、請求者は、その期日経過後に改めて開示の請求をしなければならない。

したがって、その期日経過後、改めて開示の請求をして欲しい旨、通知するものとする。

(5) 「不開示でなくなる期日が明らかであるとき」とは、10年後、20年後等の遠い将来を意味する趣旨ではなく、1年ないし2年以内を意味するものである。

6 第6項関係

第6項は、開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における開示決定等の期限の特例を定めたものである。

(1) 「開示請求に係る区政情報が著しく大量である」とは、開示請求を処理する所管課において開示決定等に関する事務を60日以内に処理しようとなると、当該所管の通常事務の遂行に著しい支障が生ずる程度の量をいう。

(2) 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、通常生ずる支障の程度を超えた、業務上看過しえない支障をいう。

(3) 「相当の部分」とは、本項が開示請求に係る区政情報について開示決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らし、実施機関が60日以内に努力して処理することができる部分であって、開示請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。

このまとまりのある部分とは、同一の区政情報公文書中の一部という意味ではなく、複数の区政情報公文書の段階的公開のことである。

(4) 「相当の期間」とは、残りの区政情報について、実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。

(5) 「本項を適用する旨及びその理由」には、開示請求に係る区政情報が著しく大量であること、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことが、通常の行政事務の遂行に著しい支障を及ぼすことを具体的に記載するものとする。

7 第7項及び第8項関係

開示等決定後、開示の実施に係る開示請求者からの申出に関する規定を設けて、開示請求者と実施機関との間で運用上やりとりがされていた開示の実施の方法について明確化すると同時に、実施機関が条例所定の期間内に開示等決定をせずに開示請求者に通知をしない場合に、異議申立てや取消訴訟という救済手段への途を直ちに開く「不開示決定のみなし規定(みなし拒否)」のしくみを取り入れた。

【運用】

1 開示等の決定までの留意点

- (1) 開示請求に対する決定の事務は、当該区政情報を保有している所管課において行うものである。
- (2) ア 開示等の決定は、できるだけ速やかに行うことが原則である。したがって、開示等の決定権者

は、足立区事案決定規程別表第 1 事案決定区分表に基づき、原則として各所管課の課長とする。請求に係る区政情報が複数の課と密接に関連するときは、関係を有する課と協議するものとする。

イ 区政情報課が開示請求を受け付けた場合は、所管課に速やかに連絡し、請求書の写し^{（注）}を添付し、請求書の原本は区政情報課が保管する。所管課が開示請求を受け付けた場合は、区政情報課に速やかに連絡し、請求書の写しを送付し、請求書の原本は所管課が保管する。

(3) 開示請求に対する開示等の決定は、開示請求に係る区政情報に記録された情報が、「不開示情報（第 8 条各号）」に該当するか否かの判断により行われるものであるが、この決定に当たっては、区政情報課及び関係課と十分相談等を行い、検討するものとする。この検討に当たっては、区民の区政情報の開示を求める権利を適正に保障するとともに、個人に関する情報を最大限に保護するよう努めるものとする。

(4) 区政情報は、原則として開示すべきものであるので、不開示と判断した場合、当該決定に対する審査請求がなされ、また、さらに訴えの提起も予想されることから、特に慎重に検討し、理由についても明確にしておくことが必要である。

(5) この条例に規定する「不開示情報（条例第 8 条各号）」に該当するか否かについては、判断の均質化を図るため区全体で調整する必要がある。したがって、所管課において、開示等の決定をするに当たっては、重要又は異例に当たるものは、事前に区政情報課と協議を行うものとする。

(6) 開示請求に係る区政情報に第三者に関する情報が記録されている場合は、所管課長は、第 12 条第 1 項の規定に基づき必要な意見照会等を行い、開示等の決定をする。

(7) 決定期間を延長する場合、「区政情報開示決定期間延長通知書」の作成は所管課が行い、通知書の送付事務は、区政情報課で行う。

(8) 区政情報を保有する所管課は、開示等の決定を行い、「区政情報開示等決定通知書」及び「開示資料」を区政情報課へ送付するものとする。

開示する日時は、通常の勤務時間内とする。^{（注）} 全部不開示の場合は、請求者との連絡は必要とせず、但し区政情報課へ決定通知書を送付するものとする。

(9) 区政情報課は、所管課から「区政情報開示等決定通知書」の送付を受けたときは、決定通知書を直ちに請求者に送付するものとする。

2 所管課の事務

- (1) 開示請求に係る区政情報の検索に関すること。
- (2) 開示請求に係る区政情報の開示等の決定に関すること。
- (3) 第三者に対する意見書提出の機会の付与に関すること。
- (4) 請求者に対する通知書の作成に関すること。
- (5) 情報公開についての案内及び相談に関すること。
- (6) 所管課における情報提供及び情報公表に関すること。
- (7) 開示請求に係る区政情報の閲覧及び写しの作成に関すること。

☆第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第12条）

- 1 開示請求に係る区政情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る区政情報の表示その他規則等で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定（開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。以下同じ。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、適正手続の観点から、開示請求に係る区政情報に区以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときの手続について定めたものである。

【解釈】

- 1 第1項は、開示請求に係る区政情報に第三者の情報が記録されているときは、開示等の決定に先立ち、当該第三者に規則第5条第2項に定める「意見照会書」により通知し、意見書を提出する機会を与えることにより、慎重かつ公正な開示決定等を行うこととするものである。これは、実施機関に対し第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して開示決定等についての同意権を与えたものでもない。
- 2 第2項は、第1項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、実施機関が開示決定をするときは、当該第三者のために争訟の機会を確保することとするものである。
- 3 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、反対意見書を提出した第三者が、区政情報の開示決定の取消しを求める争訟を提起し、開示の執行停止の申立てを行う期間として、開示請求者の迅速な開示への期待を考慮し、少なくとも2週間を置くこととしたものである。

【運用】

第三者保護に関する事務手続

1 第三者情報に係る意見照会

開示請求に係る区政情報に第三者に関する情報が記録されている場合、所管課長が必要があると認めるときは、意見照会書（規則第6号様式）により通知し、意見書（規則第7号様式）により意見を聴取するものとする。この場合、1週間以内に回答するよう協力を求めるものとする。

1 件の区政情報に、多数の第三者に関する情報が記録されているときは、意見聴取が必要な範囲に限定することができるものとする。

2 開示等の決定

第三者から意見聴取をしたときは、所管課長は、当該情報の性格、開示した場合の影響等について

検討し、総合的判断に基づいて開示等の決定を行うものとする。

3 開示決定に係る第三者への通知書

開示に反対する旨の意見書の提出があったにもかかわらず、当該第三者の意見に反して開示決定をしたときは、直ちに反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書（第8号様式）により、反対の意見書を提出した第三者に通知するものとする。

反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書（第8号様式）の作成は所管課が行い、送付事務は区政情報課が行う。

☆区政情報の開示の方法（第13条）

- 1 区政情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則等で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による区政情報の開示にあつては、実施機関は、当該区政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 開示決定に基づき区政情報の開示を受ける者は、第11条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に当該開示決定に係る全ての区政情報の開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りではない。
- 3 前項ただし書きに規定する正当な理由がないのに開示決定を受けた者が開示を受けないときは、当該区政情報は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。

【趣旨】

本条第1項は、第11条第1項の規定により、区政情報の開示を決定した場合の開示の方法について定めたものである。

第2項及び第3項は、開示請求者が開示等決定後も対象文書を受け取りや閲覧をしないまま、長期間にわたり区政情報課に対象文書が保管され、所管課では保存年限経過後に対象文書を廃棄することができないなど、公文書管理上の問題も発生していることから、平成26年4月1日の条例改正により定めたものである。

【解釈】

- 1 実施機関は、「区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければならぬ」（規則第4条第1項）が、この場合、閲覧等の日時及び場所は、条例第11条第2項に規定する決定通知書により指定する。

この日時の設定は、決定通知書を作成する前に、所管課が請求者に電話連絡等により調整するものとする。

- 2 「区政情報の開示」は、「区政情報開示等決定通知書」により通知した日時、場所において所管課の職員の立会いのもとに行うものとする。区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に取り扱い、それを改ざん、汚損又は破損してはならないこととし（規則第4条第2項）、違反した者に対して閲覧等の中止を命じることができるものとする（規則第4条第3項）。

- 3 区政情報の閲覧は、当該区政情報の原本により行うことを原則とする。

- 4 閲覧の方法による区政情報の開示の場合は、当該区政情報の保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他次のような合理的な理由があるときは、原本によらず当該区政情報の写しにより開示することができる。

- (1) 常用の台帳、帳簿等のように、これを閲覧に供することにより日常の業務に支障を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) 区政情報に不開示情報が記録されており、当該不開示情報の部分が原本から分離できない状態にあるとき。
- (3) 行政の円滑な執行を確保する必要がある場合、その他合理的な理由があるとき。
「その他合理的な理由があるとき」とは、同一の区政情報の開示請求が頻繁に行われると予想される場合、永年保存となるような歴史的文書で、汚損のおそれがある場合等が考えられる。

5 電磁的記録の開示方法（規則第7条）

- (1) 電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。）の開示は、原則として、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付により行うものとする。電磁的記録に不開示情報がなく、ＣＤ－Ｒなどの電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易なときは、複写したものを交付することにより開示することができるものとする。
- (2) ビデオテープ又は録音テープの開示は、視聴により行うものとする。複製したものを交付することとは現段階では見送ることとした。

【運用】

1 閲覧等の場所・日時

請求に係る区政情報の閲覧又は写しの交付は、原則として、正規の勤務時間内に区政情報課において行うものとする。

2 閲覧等の事務処理

区政情報の閲覧等に際しての事務は、次のように処理する。

(1) 所管課職員の立会い

区政情報の閲覧等に際しては、原則として当該請求に係る区政情報の開示決定を行った所管課の職員が当該区政情報を持参し、立ち会うものとする。

これは、請求者から区政情報に記録されている内容について、詳しい説明を求められることも予想されるからである。なお、各所管課の職員は、決定通知書に示された日時に、直ちに請求者に対応できるよう準備をしておくものとする。

請求者がやむを得ない事情により指定の日時に来庁できない場合は、正規の勤務時間内において、適宜閲覧等の日時を変更することができる。ただし、新たな区政情報開示決定通知書による通知は行わないものとする。

(2) 閲覧場所における請求者との対応は、次のとおり行うものとする。

ア 請求者が来所したときは、受付窓口の職員は、決定通知書の提示を求めたうえで、下記の事項を確認し、請求者が来所した旨を所管課に電話等により連絡をする。

(ア) 「区政情報開示等決定通知書」の内容と開示の対象となる区政情報が合致すること

(イ) 区政情報の開示の方法

イ 区政情報の写しの作成又は複製の処理を行った場合は、当該処理に要した費用を徴収し、領収書を交付する。

ロ 所管課の職員は、請求に係る区政情報を請求者に提示し、請求者の求めに応じて可能な範囲で説明を行う。

ニ 請求者から、閲覧後、区政情報の写しの交付の請求があったときは、職員立会いの下で、区政情報課にあるコインペンダー式のコピー機で請求者が必要とする部分を複写するものとする。

3 閲覧の中止

規則第4条第2項は、請求者の注意義務を規定したものであるが、この注意義務に違反した場合には、閲覧に立ち会っている担当職員等は、同条第3項の規定により、閲覧の中止を命じることができるとする。

4 請求者が開示決定後に開示を受けない場合の事務処理

(1) 開示決定通知後の事務の手順

請求者に開示決定通知をした後の事務は、次の手順で行うものとする。

ア 開示決定通知を送付後、90日を経過する14日前に事前予告通知を送付し、開示を受けるよう

促すものとする。

イ その後も請求者が開示を受けないまま、90 日を経過した場合は、当該開示を受けることができないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該区政情報は開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。

(2) 開示されたものとみなした後の事務の手順

ア 区政情報課は、それまで保管されていた区政情報を適切な方法で破棄する。閲覧用の原本は所管課へ返却する。

イ 請求者に対して、開示にかかる費用の負担を求める。足立区会計事務規則に基づき、調定を行い、請求者に対して、期限を指定して納入通知書を送付する。

ウ 指定した期限までに納付がない場合は、足立区の債権の管理等に関する条例に基づき、請求者に対して、督促を行う。

5 区政情報の写しの作成及び交付に係る事務処理

(1) 写しの交付に係る事務の手順

写しの交付に係る事務は、次の手順で行うものとする。

ア 写しを作成する部分を請求者に十分確認する。

ア 開示等の決定をし、区政情報の写しを作成する。

イ 写しの作成枚数及びそれに伴う費用を計算し、当該費用が請求者の負担となる旨を説明確認する。

ウ 区政情報の写しを作成し、当該写しを請求者に提示して確認する。

ウ 写し 写しの作成に要した費用を徴収し、領収書及び当該写しを交付する。

なお、規則第 6 条第 2 項において、区政情報の写しの交付の部数は、請求 1 件につき 1 部とされている。区政情報の写しの作成に要する費用は、原則として現金領収とする。

(2) 写しの作成方法

区政情報の写しの作成は、原則として区政情報の原本を電子複写機で複写することにより行う。

(3) 写しの交付に当たり、郵送を希望している場合の取扱い
請求者が、郵送による写しの交付を希望している場合には、写しの交付を要する区政情報の該当する部分、写しの作成枚数及びその費用の確認を電話等により十分行ったうえで、現金又は郵便為替等現金とみなすことができるもの（以下「現金等」という。）及び写しの送付に要する郵便切手の送付を求め、現金等及び切手が届いてから請求に係る区政情報の写し及び領収書を請求者あて送付する。

なお、写しの交付に係る事務は、区政情報課において行う。

6 マイクロフィルム等の閲覧等の事務

マイクロフィルムについての閲覧等の請求があった場合の事務は、次により処理する。

(1) 当該マイクロフィルムをマイクロリーダー（マイクロフィルムプリンター）により複写し、当該マイクロフィルムに記載された情報が、第 8 条各号（不開示情報）に該当するか否かについて検討する。

(2) 開示できる場合には、マイクロリーダーにより複写したものを閲覧させるものとする。この場合、マイクロリーダー所有課に請求者を案内し、マイクロリーダーにより閲覧させることもできる。一部開示の場合は、条例第 9 条の運用に準じて、マイクロリーダーにより複写し、不開示部分を隠したうえで、その写しを閲覧させる。

(3) 写しの交付を請求された場合は、上記「5」に準じて写しを作成し、交付する。

なお、写しの作成に要する費用には、所管課の担当職員が不開示情報について検討するため、マ

イクロフィルムを印画紙に複写した費用は含まないものとする。

☆費用負担（第14条）

- 1 この条例の規定による区政情報の閲覧については、無料とする。ただし、開示の請求に係る区政情報に不開示情報が記録されているため、写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合、当該区政情報に係る写しの作成又は被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 2 この条例の規定による区政情報の写しの交付については、写しの作成及び送付に要する費用を、開示請求者の負担とする。
- 3 前2項の規定は、前条第3項の規定により開示されたものとみなした場合について準用する。

【趣旨】

本条は、区政情報の開示に係る費用負担について定めたものである。

「情報公開条例に基づく区政情報の開示」は、「ホームページ等による情報発信」とは異なり、開示の実施の段階になれば、開示請求者に対する直接サービスの提供にもなることから、開示請求者には一定程度の費用負担をしてもらうのが相当であるとした。

【解釈】

- 1 区政情報の閲覧（視聴を含む。）に要する費用は無料とし、区政情報の写しの交付に要する費用（作成に要する費用及び送付に要する費用）は、請求者の負担とするものである。

なお、平成26年4月1日の条例改正では、「情報公開条例に基づく区政情報の開示」事務においては、従前どおり「手数料」を徴収せず「実費負担」ととめることとした。ただし、「閲覧」請求であっても、対象文書に不開示情報が記録されておりマスキング処理を要するケースでは、写しを作成するものとし、写しの作成に要した費用を開示請求者に負担してもらうこととした。

これは次のような理由による。

- (1) 手数料は、地方公共団体が当該地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき条例で定めて徴収するものである（地方自治法第227条、第228条）。区政情報の開示事務が、特定の者のためにする事務に該当するかが問題となる。
- (2) 区が保有する情報は、区と住民の共有財産である。情報公開制度の目的が、区が区政の諸活動を住民に説明する責務を全うすることにより、住民の区政への参加の促進、住民と行政との信頼関係の強化、公正で透明な区政の実現を図ることにあるのであるから、区政情報の開示事務は行政として当然に実施しなければならない事務である。したがって、区政情報の開示事務は特定の者のためにする事務には該当せず、住民から手数料を徴収すべきではない。
- (3) 区政情報の閲覧については、手数料を徴収すべきではないが、写しの作成に要する費用については、開示請求者の負担とすることが公平の理念にかなう。
- (4) 平成26年4月1日の条例改正は、次のような考えに基づき行われた。

近年、制度設計時に想定していない「大量請求」の問題が全国的に生じており、足立区も例外ではない状況となっていた。現行制度の一番の問題点は、請求対象文書に「個人に関する情報」等の不開示情報が記録されている場合に、開示用として対象文書のコピーを用意しなければならず、「閲覧」請求といえども、「写しの交付」とほとんど同じコストが生じてしまうことである。

つまり、「閲覧」請求の場合には、対象文書の原本を一度コピーし、当該コピーの不開示部分をマスキング等により黒く塗りつぶし、それを再度コピーしたものを用意しているにもかかわらず、無料であるのに対し、「写しの交付」請求の場合には有料となり、そこに不均衡が生じている。請求対象文書が大量になると、職員による作業等も含めて行政コストがかさむにもかかわらず、コピー

代すら請求できないというケースも出ています。このような不均衡を是正するための最低限の方策として費用負担について見直しを行った。

以上から、足立区においては、区政情報の閲覧は無料とし、被覆の処理をして開示する場合及び写しの交付は有料とする。

2 第1項の規定により、手数料が無料となるのは、この条例の規定に基づいて行う閲覧の費用に限定されるものである。閲覧等の手続が別に定められている場合には、この条例の適用はなく、従来どおりその定められている手続によることとなる。

3 請求者が負担する費用は、写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する郵送料とする。

4 第2項の規定により請求者が負担する費用の額は、足立区情報公開条例施行規則の別表による。

【 運用 】

1 写しの作成を開示請求者自身が行うことも認める。

2 費用の納付は、前納とする。

3 費用の徴収

(1) 写しの作成に要する費用は、原則として現金徴収によるものとする。

(2) 写しの送付に要する費用は、原則として切手によるものとする。

4 費用の徴収に係る事務は、原則として区政情報課において行う。

第3章 審査請求（第15条・第15条の2・第15条の3）

☆審査請求（第15条）

1 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

3 実施機関に対する開示の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁（以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あつたとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第44条中「行政不服審査会」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」とする。

【趣旨】

本条は、区政情報の開示の請求に対する処分に不服がある場合の救済手続である審査請求について定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 区政情報の開示請求権を保障する情報公開条例においては、請求者が区政情報の開示を拒否されるなど実施機関の決定に納得がいかない場合、この制度を真に実効性のあるものとするためには、開示を拒否されたものが、救済されるための公正な制度が確立されている必要がある。

(2) 区政情報の不開示決定等（一部開示、不存在、存否応答拒否の場合を含む。）については、この条例では行政処分としているので、当該決定を不服として法的救済を受けることができる。その手続としては、実施機関に対して行う行政不服審査法に基づく「審査請求」と、裁判所に対して公共団体（区）を被告として行う行政事件訴訟法による「処分取消しの訴え」がある。いずれの方法をとるのも可能であるが、請求者の立場から見れば、より簡易、迅速な審査請求への期待は大きいと考えられる。

したがって、行政救済制度の整備は、情報公開制度において特に重要である。

(3) 「審査請求」は、争いの一方の当事者である行政庁自らが、簡易迅速な略式の手続により争いを解決し、このことによって、国民の権利利益の救済を図り、併せて行政運営の適正化を確保することを目的とする。不当の問題、すなわち実施機関の自由裁量事項については司法審査が及び得ないので、この面での制度には重要な役割が期待されている。

一方「処分取消しの訴え」は、現行の裁判制度によるものであり、法的側面からは十分な対応がなされ公正さも保たれるが、一般的にはかなりの時間を要するため救済の迅速性に欠ける。

しかも、わが国では裁判の公開が憲法第 82 条で定められていて、一般的なインカメラ制度（非公開による審査）がないため、地方公共団体が不開示と決定した文書を証拠として裁判所に提出すると、相手方はその文書を知ることができ、不開示決定の意味が失われてしまう事態になる。そこで、不開示とされた文書の内容を見ずに、推認方法により不開示の適否を判断するなど実質的審理ができないで、形式審査になってしまうなどの問題と、費用がかかるという経済的な面からの欠点がある。

いずれの方法をとるかは、法的救済を受けようとする者の選択に任される。審査請求をした後で、訴訟を提起することも可能である。

(4) 第 1 項は、区政情報の開示の請求に対して実施機関が行う処分について、審査請求をすることができる旨を確認的に規定したものである。

(5) 「処分」とは、一般的には、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められた行為をいうとされている。この条例においては、請求書の不受理、不開示決定等及び不作為（この条例に基づく不開示請求に対し、具体的な対応を怠ること）が考えられる。

(6) 「審査請求」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者が、当該行政庁又は上級行政庁に対し不服を申し立て、その違法又は不当を審査させ、もって違法又は不当行為の是正排除を請求する手続である。区政情報の開示請求に対する実施機関の処分についてなされる審査請求は、処分庁が実施機関である区長や行政委員会であって、区政情報の開示等の決定について、指揮監督権を持つ上級行政庁がないことから、実施機関に対する「審査請求」となる。

(7) 行政不服審査法第 12 条によると、審査請求は、代理人によってもすることができる。「代理人」とは、審査請求人でない者で、審査請求人との間の委任契約に基づいて審査請求についての代理権を授与され、審査請求人の代わりに、その名において、自己の意思決定に基づいて、審査請求に関する行為をする者をいう。代理人が、その権限内で行った行為は、本人がしたのと同様な効果を生じ、その効力は本人に及ぶ。

(8) 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、処分があった日の翌日から起算して 1 年以内に、しなければならない。

(9) 審査請求の審理は、書面で行うことが原則であるが（行政不服審査法第 19 条）、口頭で行うことも可能である（同法第 20 条）。

2 第 2 項との関係

開示決定又は不開示請求に係る不作為に係る審査請求人が実施機関に対して行われる場合、審査会によるインカメラ審理が行われるので、審理員による審理手続を経る合理性に乏しく、そのため、審理員による審理手続に係る規定の適用を除外している。

【運用】

審査請求は、実施機関が定める審査庁が受け付ける。

☆審査会への諮問（第15条の2）

- 1 実施機関は、前条第1項の規定に基づき審査請求があった場合には、次の各号に掲げる場合その審査請求が明らかに不合法であるときを除き、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。
 - （1）審査請求が不合法であり、却下する場合
 - （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、次に掲げる者審査請求人に対して審査会に諮問した旨を通知しなければならない。
 - （1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
 - （2）開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - （3）当該審査請求に係る区政情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が審査会に諮問することを義務付け、その内容を定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

（1）情報公開制度は、実施機関に対して開示を義務付ける制度であって、執行機関が一方の当事者であることから、本項は、区政情報の開示請求が拒否された場合等において、公平な第三者機関による迅速な救済を保障したものである。これにより公正で慎重な開示等の判断が担保される。

（2）実施機関は、処分に対する審査請求があった場合には、当該審査請求が開示の請求に対する処分に係るものである限り、次に掲げる場合不合法であることを除き、原則としてすべて審査会に諮問しなければならない。

ア 審査請求が不合法であり、却下する場合

イ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）

（3）審査会への諮問依頼は、審査請求を受けた実施機関がそれぞれ行うものである。

実施機関が審査請求の採決決定を行うに当たり、審査会に諮問しなければならないのは、当該審査請求が、①条例の規定による処分に対するもので、かつ②行政不服審査法に規定する審査請求の形式的要件を具備しているときである。

（4）実施機関は、当該審査請求が明らかに不合法であるときは、当該審査請求を却下するものとし、審査会に諮問する必要はないものとする。

「審査請求が明らかに不合法であるとき」る場合とは、審査請求が、審査請求人不適格、審査請求期間を過ぎているなどで、行政不服審査法で定める要件を明らかに欠く場合をいう。

（4）「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を開示することとする

場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）」には、審査請求人の主張を全面的に認めることとなり、審査会に諮問する必要性が乏しいため、諮問義務の例外としている。ただし、条例第12条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、区政情報の開示について当該第三者から反対の意思を表明した意見書が提出されている場合には、当該第三者の利益を害することとなることから審査会の答申を踏まえることが適当であり、例外として諮問しなければならないこととしている。

- (5) 審査請求に基づき実施機関が再度検討を行い、その結果、審査請求の趣旨を認めることとなり審査請求の利益がなくなるような場合も、審査会に諮問する必要はない。

2 第2項関係

本項は、実施機関が審査会に諮問する際には、弁明書（行政不服審査法29条2項）の写しを必ず添えなければならないことを規定したものである。

3 第3項関係

- (1) 本項は、審査請求人等に対して、実施機関が審査会に諮問したとき及び審査会の答申を受理したときにその旨を通知しなければならないとするものである。
- (2) 本項により通知すべき対象者は第1号から第3号までに掲げるものであるが、このうち第1号の審査請求人には、開示請求者本人のほか開示請求者への開示決定または一部開示決定に対して、自己にかかわる情報が記録されていることを理由に審査請求をした第三者が含まれる。
- (3) 第1号の「参加人」とは、行政不服審査法第13条の規定により、申請に基づきまたは職務で審査請求手続に参加する利害関係人であり、審査請求人と利害を「にするか、反対利害関係を有するか否かを問わない」。
- (4) 第2号の規定は、第三者からの審査請求を想定した規定である。なお、開示請求者が審査請求を行い、または審査請求手続に参加していれば、第1号で通知される。
- (5) 第3号の規定は、第12条の規定により反対意見書を提出した第三者のための規定である。想定される事例としては、開示請求者が全部不開示決定または一部不開示決定を受けてその取消しを求める審査請求をした場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである当該第三者に参加人として参加する機会を与えるためである。

4 第4項関係

- (1) 実施機関は、「審査請求」があつた場合には、行政不服審査法の定めるところにより、審査請求についての審理を行うことになるが、それに先立って、審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決決定を行わなければならない。
- (2) 審査会の答申を尊重して裁決決定を行わなければならないとしたのは、学識経験者等により構成される公平な第三者機関を関与させることにより、公正かつ適正な救済手続を保障しようとするものである。
- (3) 審査請求による権利救済制度は、本来は迅速で簡易な救済を目的として設けられたものであり、審査請求から裁決決定までの期間を短縮することは、審査請求人の利益である。しかし、審査会への諮問の手続、審査会での審査期間等から日数や期限を規定することは困難であるので、期限の設定はしないが、遅滞なく上記の趣旨に即して処理するものとする。
- (4) 審査会への諮問は、元来第三者的不服審査に実効性を持たせるために条例化された制度であるから、実施機関は、審査会の答申を十分尊重して裁決を行わ決定しなければならない。
- (5) 審査会が、条例上不開示事由に該当しないと答申した区政情報について、実施機関が、なお該当するとして不開示決定等を維持しようとするようなことは、訴訟に臨んでも主張を通したいという程の特別の理由がある場合に限られる。

【 運 用 】

1 審査請求の受理に係る事務

- (1) 審査請求は、当該処分を行った実施機関に対してするものであり、当該実施機関の庶務担当課において審査請求書を受け付けるものとする。
- (2) 実施機関の処分等に対する審査請求は、行政不服審査法第9条の規定に基づき書面によることが原則とされているが、例外的に、口頭で審査請求をする場合には、行政不服審査法第20条の規定に基づき、同法第19条第2項から第5項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。
- (3) なお、審査請求人が所管課に対して、審査請求に関して必要な事項の教示又は審査請求書の受けを求めたときは、当該実施機関の庶務担当課に連絡のうえ、これに応じなければならないものとする。
- (4) 実施機関の庶務担当課及び所管課は、審査請求書の受付に当たって、形式的要件を審査する。
- (5) 審査請求書の書式については、次の項目を記載しなければならない。
 - ア 処分についての審査請求書の場合（行政不服審査法第19条第2項）
 - (イ) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (ロ) 審査請求に係る処分の内容
 - (ハ) 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日
 - (ニ) 審査請求の趣旨（当該請求の簡潔な結論）及び理由（それを裏付ける根拠）
 - (ホ) 処分庁（実施機関）の教示の有無及びその内容
 - (ヘ) 審査請求の年月日
 - イ 不作為についての審査請求書の場合（行政不服審査法第19条第3項）
 - (イ) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (ロ) 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
 - (ハ) 審査請求の年月日
 - ウ 法人その他団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合（行政不服審査法第19条第4項）
 - (イ) 上記ア又は上記イの内容
 - (ロ) その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所
 - (6) 審査請求書の補正
審査請求書の記載内容及び添付書類について、不備又は不足がある場合には、審査請求人に対して、その箇所の補正を命じなければならない（行政不服審査法第23条）。
 - (7) 総務部総務課長又は他の実施機関の庶務担当課長（以下「総務部総務課長等」という。）は、所管課長と当該審査請求について協議を行うものとする。当該協議によって、不開示決定等を取り消し、開示決定をした場合は、審査会に諮問しないものとする。ここで救済が図られれば、簡易迅速で公正慎重な決定を保障することとなる。

2 審査会に対する諮問手続

- (4) 実施機関総務部総務課長等は、行政情報課長に当該審査請求について、審査会への諮問を依頼するものとする。諮問依頼は起案するものとし、課長決定とする。

- (2) 審査会に対する審問については起案するものとし、決定区分は原則として部長決定とする。審査会への審問は、区政情報課で行う。
- (3) 審問に際しては、次の資料を審問員に添付するものとする。
 - ア 審査請求書の写し及び①審査請求書に添付された書類の写し
 - イ 「区政情報開示請求書」の写し
 - ウ 当該審査請求に係る「区政情報開示決定通知書」又は「区政情報の開示をしない旨の決定通知書」の写し
 - エ その他、当該審査請求を審理するうえで必要と認められる資料

3 審査会における手続

- (1) 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関所管課長に開示等の決定に係る区政情報の提示を求めることができる。この場合、実施機関所管課長は、区政情報の提示を拒むことができない。これはインカメラ制度と言われるもので、不開示又は一部開示とされた区政情報を審査会の場で明らかにして、実施機関の決定が妥当か否かを審査するものである。
 - (2) 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、関係機関所管課の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。
 - (3) 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関所管課長に対して不開示の部分について不開示条項、不開示理由を記載した資料（ヴォーン・インデックス）の作成を求めることができる。
 - (4) 区政情報課長は、総務部総務課長等に答申書の原本を、審査請求人所管課長に答申書の写しを送付するものとする。
 - (5) 答申書を受理した総務部総務課長等は、速やかに答申書の写しを受理した旨の通知とともに審査請求人に送付するものとする。
- ### 4 審査請求に係る裁決の決定の手続
- (1) 実施機関総務課長等は、審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をするものとなる。なお、審査請求に対する事業決定は区長決定とする。
 - (2) 裁決書は総務部総務課長等が作成するものとする。この決定書には、審査会の答申を添付するものとする。これは、答申の最大限の尊重を期待する趣意である。
 - (3) 審査請求の裁決により、区政情報の全部又は一部を開示する場合には、所管課長は、審査請求人と開示の日時等を協議し、区政情報の開示を行うものとする。
 - (4) 第三者情報を審査請求の結果により開示する場合は、第12条第2項の規定を準用する。

☆第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続（第15条の3）

第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る区政情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合および第三者の意に反して開示すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が争訟を提起する機会を保障するため定めたものである。

【解説】

1 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該区政情報は開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利の保障の観点から望ましい。そこで、このような場合には、審査請求に対する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとした（第1号）。

2 開示請求に係る区政情報の開示決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、第三者の権利保護を図る必要があることから、第三者である参加人が当該区政情報の開示に反対の意思を表示している場合には、開示決定等を変更する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くこととした（第2号）。

3 本条各号に該当する第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

4 裁決により開示請求に係る区政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定が取り消された結果、処分が再度行う当該区政情報の開示決定は、条例第11条第1項に基づくものであるから、条例第12条第2項が適用され、開示決定の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くとともに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

【運用】

区政情報の開示決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起自体には、行政不服審査法第25条第1項の規定により、当該開示決定に係る区政情報の開示に対する執行停止の効力はないが、同法第25条第2項又は第3項の規定により、処分の取消を求める審査請求に併せて執行停止の申立てがあり、これを審査庁が認めたとき、又は審査庁が職権により執行停止を行ったときは、当該審査請求に対する裁決の日までは開示をしないこととする。

第4章 情報公開制度の運営（第16条～第22条）

☆区政情報検索資料の作成等（第16条）

実施機関は、区政情報の目録等区政情報の検索に必要な資料を作成し、又は検索を行うための手段を一般の利用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、この制度を区民にとって、わかりやすく利用しやすいものとするため、区政情報の検索資料を作成し、又は検索を行うための手段等の検索資料を一般の利用に供することを実施機関に義務付けたものである。

【解釈】

- 1 請求者が区政情報の開示を請求するに当たって、必要とする区政情報を自ら見つけることができるように、一般の利用に供されることが必要であり、このことが住民に対して区政情報の開示を求める権利を保障する第一歩となるのである。

したがって、区政情報の目録年換表に必要となる資料は、住民が検索しやすいように区政情報課に置くこととする。

- 2 区政情報の検索を行うための手段として、区が作成し保管している公文書の件名及び概要等をインターネットから検索することができる「公文書提供システム」を、一般の利用に供するものとする。所管課は、情報公開が円滑かつ適正に実施されるよう検索資料の作成に努めるものとする。

- 3 その他、請求者が区政情報の開示を請求するに当たって、特定の所管課がどのような区政情報を保有しているのかを確認したい旨の申出があった際には、当該所管課のフレイミング基準表を検索のための資料として閲覧に供することとする。

【運用】

文書管理システムにより作成された平成15年度までの文書については、文書件名のリストを用いたものを区政情報課で閲覧に供している。

平成16年4月1日以降に作成された文書については、「公文書提供システム」により事案名及び事案概要が区のホームページで公表されている。

なお、「公文書提供システム」は、区政情報室に備え付けた行政情報検索用端末からも閲覧することができる。

☆他の法令等との調整等（第 20 条）

この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示については適用しない。

- (1) 法令等の規定により、閲覧若しくは複製又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている区政情報
- (2) 図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書館等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報
- (3) インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている区政情報

【 趣 旨 】

本条は、他の法令等の規定により、閲覧等の手續が別に定められている区政情報や、図書館等の施設で住民が自由に利用できる図書等の区政情報、インターネット等の利用により公表又は提供を行っている区政情報については、この条例を適用しないことを定めたものである。

【 解 釈 】

1 第 1 号関係

- (1) この条例の対象となる区政情報であっても、他の制度で閲覧等が認められ、所定の手續が定められているものについては、両者の調整を図る必要があることから、閲覧等の手續が、別に定められている限りにおいて、この条例は適用しないこととした。

したがって本条各号に規定する区政情報の開示を求める開示請求があった場合は、請求者に本条例の対象とならない旨説明し、情報提供その他の方法により対応する。本条例の対象とならない旨を説明しても開示請求が取り下げられない場合は、開示をしない旨の決定（全部不開示決定）を行うこととなる。旨の提出があっても、それを受理しないものとする。

- (2) 「閲覧若しくは複製又は謄本、抄本その他の写しの交付」とは、この条例による区政情報の閲覧又は写しの交付に相当する行為をいう。例えば、閲覧に相当する行為としては、台帳の閲覧等があり、写しの交付に相当する行為としては、謄本、抄本の交付、証明書の交付などがある。
- (3) 「複製」とは、主として書類・名簿等について正確を期すため、関係人をして過誤の有無を検討させ、異議申立て等の機会を与えるため、広く一般に見せることをいう。複製の対象には、選挙人名簿、直接請求の署名簿等がある。

- (4) 法令等の規定が、区政情報の閲覧等の手續、対象者、期間等を限定的に定めている場合においては、当該法令等の規定を適用する。それ以外の場合は、この条例が適用され、当該法令等の趣旨を踏まえて、情報提供できるものは提供し、開示請求があれば開示に応ずるか否かを決定するものである。

ア 法令等の規定において、請求者の範囲が限定されている場合

法令等の規定により閲覧等を請求することができる者については、当該法令等の規定により、閲覧等を行うことができるので、この条例を適用しないが、それ以外の者については、この条例による区政情報の開示を請求することができる。

（例） 土地区画整理法第 84 条第 2 項の規定による簿書の閲覧（利害関係者に限定）

イ 法令等の規定において、閲覧等の期間が限定されている場合

法令等において閲覧等を行うことができる期間内についてはこの条例は適用されないが、その

期間以外については、この条例による閲覧等の請求をすることができる。

したがって、この場合における当該区政情報の開示等の判断は、条例第8条各号に照らして行うこととなる。

(例) 都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧(公告の日から2週間)の法令等の規定において、区政情報の範囲が限定されている場合

一件書類の一部についてのみ、閲覧等の手続が定められている場合には、その部分については、当該手続によることとし、その他の部分については、この条例による閲覧等の請求をすることができる。

(例) 滞納処分等と強制執行等との手続の調整に関する政令第2条の規定に基づく差押関係書類の閲覧若しくは謄写又は謄本の交付(閲覧等の請求に応ずる差押関係書類の範囲を限定)

エ 写しの交付の請求があつた場合
法令等が、閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている場合において、写しの交付の請求があつたときには、この条例による写しの交付の請求をすることができる。

(例) 都市計画法第20条第2項の規定による都市計画図書の縦覧

2 第2号関係

(1) 図書館等において収集、整理及び保存している図書、図画、記録資料の多くは、第2条第2項に規定する「区政情報」に該当するものであるが、それらは、区民が自由に閲覧し、貸出を受けることができるものである。したがって、これらの図書館等の施設においては、閲覧等の手続を独自に定めているので、当該施設の利用規則等に従い閲覧等を行うものとし、この条例を適用しないこととする。

(2) 条例上の区政情報に該当するもののうち、実施機関が公表する目的又は積極的に提供する意図をもって作成した印刷物、刊行物等については、開示の請求があつたとしても情報提供により対応するものとする。

(3) 本条に規定する図書等は、「閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理している区政情報」に限られ、図書館等の区政情報であっても、当該施設において一般行政事務のために作成し、又は取得した予算執行書類等は、この条例の対象となるものである。

3 第3号関係

(1) インターネットの利用等により公表又は提供している区政情報については、区民が自由に閲覧し、取得することができるものである。したがって、この条例を適用しないこととする。

(2) 「公表又は提供している」とは、当該区政情報が既にインターネット等において公表又は提供されている状態を指し、過去にインターネット等において公表又は提供されていた区政情報や、将来インターネット等において公表又は提供が予定されている区政情報については、この条例の対象とする。

【運用】

1 法令等に関する閲覧等の手続についての定めがあるものとしては、次のようなものがある。

(1) 閲覧

ア 住民基本台帳の閲覧(住民基本台帳法)

イ 建築計画概要書の閲覧(建築基準法)

ウ 届書その他区長の受理した戸籍に係る書類の閲覧(戸籍法)

エ 道路台帳の閲覧(道路法)

オ 公園台帳の閲覧（都市公園法）
カ 事業計画等関係図書の閲覧（土地区画整理法）
キ 住居表示台帳の閲覧（住居表示に関する法律）
ク 基準地の標準価格に関する図書（国土利用計画法）
ケ 地価公示に係る図書（地価公示法）
コ 差押関係書類の閲覧（滞納処分等と強制執行等との手続の調整に関する政令）
サ 公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧（公職選挙法）
シ 選挙人名簿抄本の閲覧（公職選挙法）

(2) 総覧

~~ア 選挙人名簿の総覧（公職選挙法）~~

~~イ 直接請求の署名簿の総覧（地方自治法）~~

(3) 写しの交付

ア 戸籍の謄本・抄本の交付（戸籍法）

イ 住民票の写しの交付（住民基本台帳法）

ウ 開発登録簿の写しの交付（都市計画法）

2 第2号に規定する施設とは、図書、資料、刊行物を一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを事務事業として行っている施設をいい、足立区においては次のようなものがある。

(1) 図書館

(2) 区政情報課

(3) 消費者センター

(4) 郷土博物館

(5) その他これらに類する施設

☆公社等及び公の施設の指定管理者の情報公開（第21条）

- 1 区が出資その他財政支出等をする法人その他団体で、実施機関が定めるもの（以下「公社等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 区の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、公社等を除く。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、公社等及び区の公の施設の指定管理者に対し、前第2項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、区が財政支出等をする法人その他団体で、実施機関が定める「公社等」及び区の公の施設の指定管理者に対し、本条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うよう努めるとともに、実施機関は、公社等及び区の公の施設の指定管理者に対し情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めたものである。

なお、指定管理者の情報公開については、平成26年4月1日の条例改正で導入したものの。指定管理者制度は、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が施行され、地方自治体の出資法人や公共的団体等のみが受託可能であった「公の施設」の管理を、民間の事業者等も指定して管理させることができる制度として導入されたものである。

広く区政の諸活動について説明責任を果たすべく、行政サービスを担う主体の一つである指定管理者の情報公開を推進することは、制度利用の利便性向上に資するものであり、「公の施設」の管理運営を担う指定管理者制度が定着している現状に鑑み、現行の情報公開条例上の「公社等の情報公開」にかかわる規定を拡充するかたちで改正を行った。ただし、指定管理者の多くは民間事業者であり、企業活動にかかわる情報を一体的に収集管理していることも考えられるため、企業経営に著しい不利益が生じないよう、運用上留意していく必要がある。

【解説】

- 1 区の公社等は、区とは別個の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは現段階では困難である。しかし、区は公社等に対して、出資その他財政支出等を行っており、実施機関に近い公的な性格を有していることができる。したがって、公社等の保有する情報の公開を進めていく必要があることから、公社等の設立趣旨や自律性に配慮しながら、公社等が自主的に情報公開を行うよう努めるとともに、一方で、実施機関に対しては、公社等の情報公開について指導する責務を課すこととした。
- 2 「区が出資その他財政支出等をする法人その他団体で、実施機関が定めるもの」とは、別途、実施機関が告示形式により公表する。
- 3 「必要な措置を講ずる」とは、公社等が本条例の趣旨にのっとり、当該公社等で情報公開に関する規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整えることをいう。
- 4 「指導に努める」とは、実施機関が公社等に対し、情報公開に関する制度を整備するよう、公社等の種別に応じた準則（規程のモデル）を示すなどして指導を行うことをいう。

〔 運 用 〕

実施機関が定める公社等は、次の団体である。

- 公益財団法人 足立区生涯学習振興公社
- 公益財団法人 足立区勤労福祉サービスセンター
- 足立市街地開発 (株)
- 足立区土地開発公社
- 公益財団法人 足立区スポーツ振興協会
- 社会福祉法人 足立区社会福祉協議会
- 公益社団法人 足立区シルバー人材センター
- 一般財団法人 足立区観光交流協会

上記の団体においては、それぞれ情報公開規程等を制定して、各団体の保有する情報の公開を実施している。